

第2期  
大台町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

大台町



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の性格・位置づけ . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 2
- 4 計画の策定体制 . . . . . 2

## 第2章 大台町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計 . . . . . 3
- 2 就業の状況 . . . . . 9
- 3 大台町の子どもと子育て家庭の概況 . . . . . 11
- 4 大台町における主な子育て支援の取り組み . . . . . 15

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 . . . . . 22
- 2 計画策定の視点 . . . . . 23
- 3 計画の基本目標 . . . . . 24
- 4 施策の体系 . . . . . 26

## 第4章 目標実現のための施策

- 1 教育・保育、子育て支援の充実 . . . . . 27
  - 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供 . . . . . 27
  - 1-2 多様な子育て支援の充実 . . . . . 29
  - 1-3 子どもの居場所づくり . . . . . 31
- 2 子育て支援体制の充実 . . . . . 33
  - 2-1 子育て支援の推進拠点の充実 . . . . . 33
  - 2-2 子育ての相談・支援環境の充実 . . . . . 35
  - 2-3 子育てネットワークの充実 . . . . . 36
- 3 すべての子どもの健やかな成長の支援 . . . . . 38
  - 3-1 子どもの人権擁護の推進 . . . . . 38
  - 3-2 子育てについての経済的な支援 . . . . . 39
  - 3-3 要支援児童への対応 . . . . . 40

4	地域で取り組む子どもの健全育成の推進	42
4-1	子どもの健全育成のための活動の推進	42
4-2	子どもの健全なこころの成長の支援	44
5	安心して子どもを生み育てられる環境の整備	46
5-1	親子の健康の確保	46
5-2	職業生活と家庭生活の両立支援	49

## 第5章 計画の目標値等

1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	50
2	幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	51
3	地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	57
4	教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進	69
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	69
6	総合的な子どもの放課後対策の推進	70

## 第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	73
2	計画の進行管理	73

## 参考資料

大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	74
大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿	76
大台町子ども・子育て支援事業計画 策定経過	77
用語解説	78

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、これまで「少子化対策基本法」などにに基づき、総合的な施策が国、県、市町村レベルでそれぞれ進められてきました。しかし、子育てをしながら働ける環境が必ずしも充実していないことなどから、合計特殊出生率<sup>\*</sup>は低い水準にとどまっています。こうした状況を受けて、国は、子ども・子育て支援についても社会保障の一環と捉え、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法）（認定こども園法の一部改正法）（子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律）を制定しました。この法律では、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

この法律とその他の関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。

この法律の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

本町においては、平成22年度から、「大台町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。この行動計画が平成26年度までを計画期間としていることから、行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和元年度には、本計画が最終年度を迎えることから、ニーズ調査を実施し、現状課題を分析、整理したうえで、基本理念の「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」を継続した「第2期大台町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、国が示した「新・放課後子ども総合プラン<sup>※</sup>」の趣旨も踏まえた上での計画とします。

なお、本町のまちづくりの総合的指針である「大台町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として「大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、ニーズ調査の結果に基づき計画の内容について検討を行い策定しました。なお、計画策定後については、第1期から引き続き「大台町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置し、事業計画の進行管理を行い、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

## 第2章 大台町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

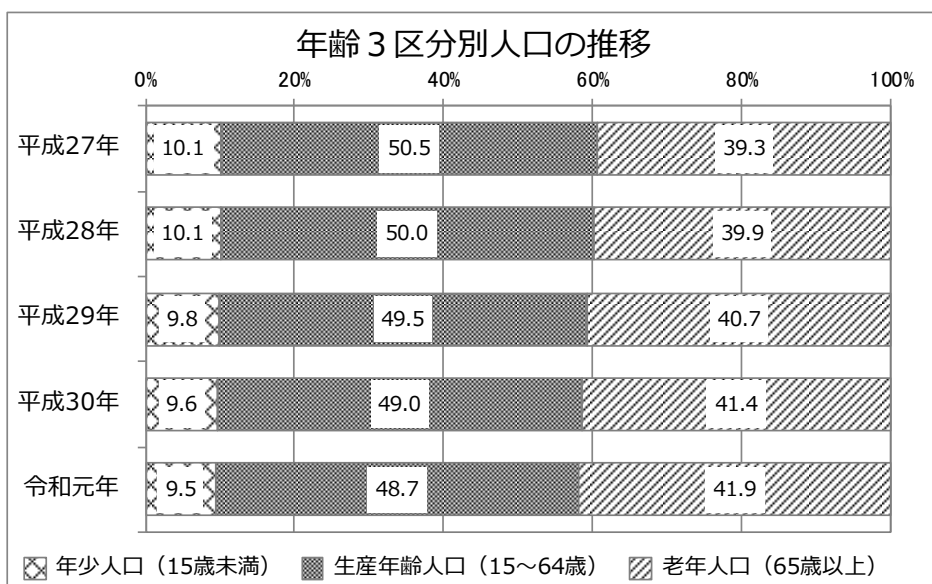
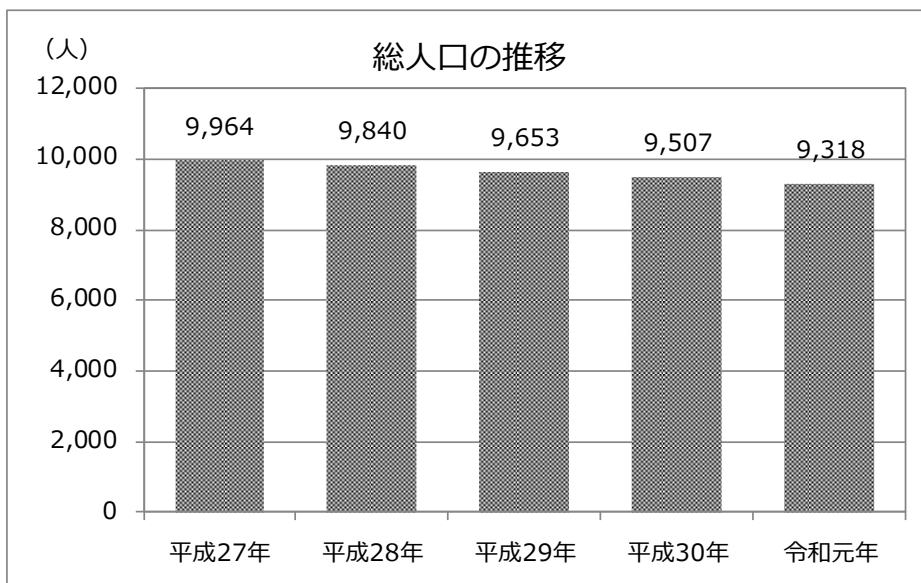
### 1 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口・年齢別人口の推移

住民基本台帳における総人口の推移をみると、年々減少しており、平成27年度には1万人を割り込みました。令和元年度（平成31年4月1日）では9,318人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、令和元年には9.5%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、令和元年の高齢化率は41.9%となっています。

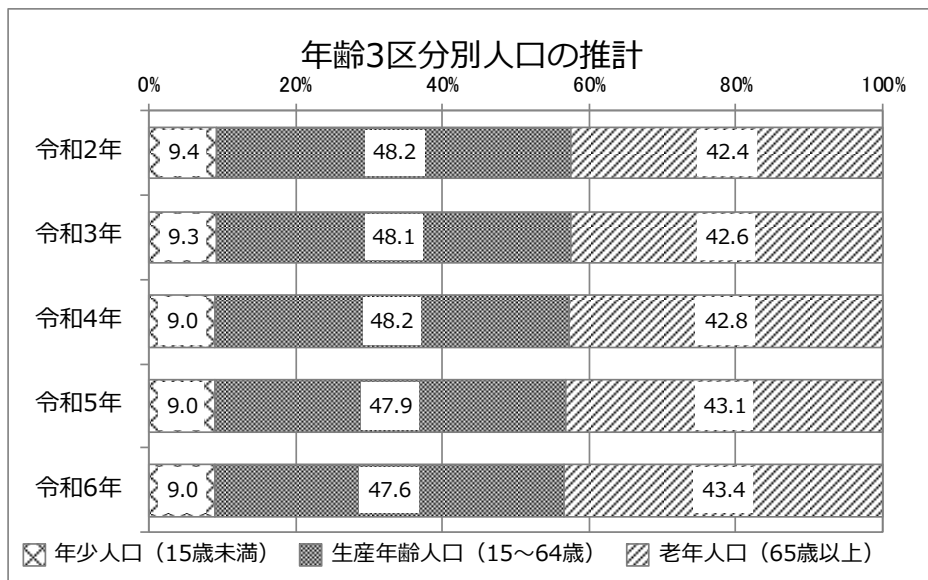
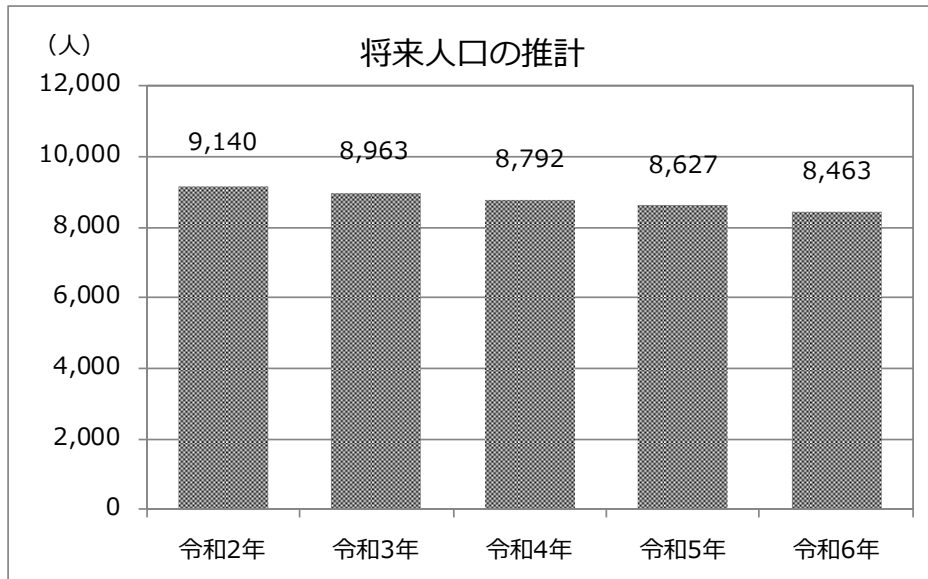


資料：住民基本台帳  
(各年4月1日現在)

## ②将来人口・年齢別人口の推計

コホート変化率法\*によって推計すると、今後も人口は減少するものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少し、令和6年には9.0%と予測されています。また、生産年齢人口も減少すると予測されています。

一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、令和6年の高齢化率は43.4%と予測されています。

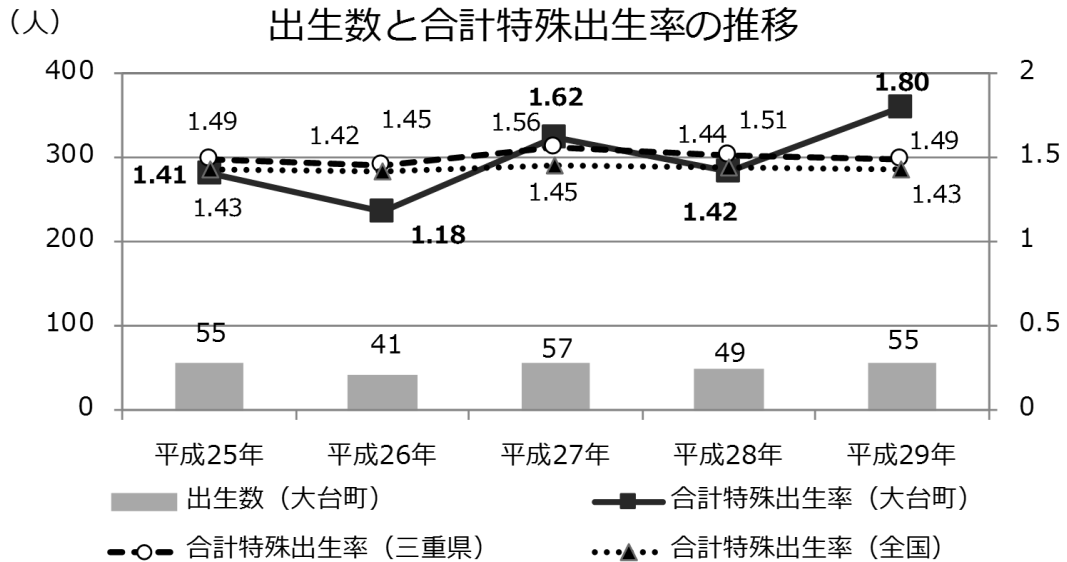


資料：コホート変化率法\*による推計結果



## (2) 出生数の推移

出生数は、年間 40～50 人台で推移しており、平成 29 年度の出生数は 55 人でした。また、一人の女性が一生のうちに生む子どもの数を示す合計特殊出生率※も、本町では、年により上下を繰り返しており、平成 29 年では 1.80 となっています。

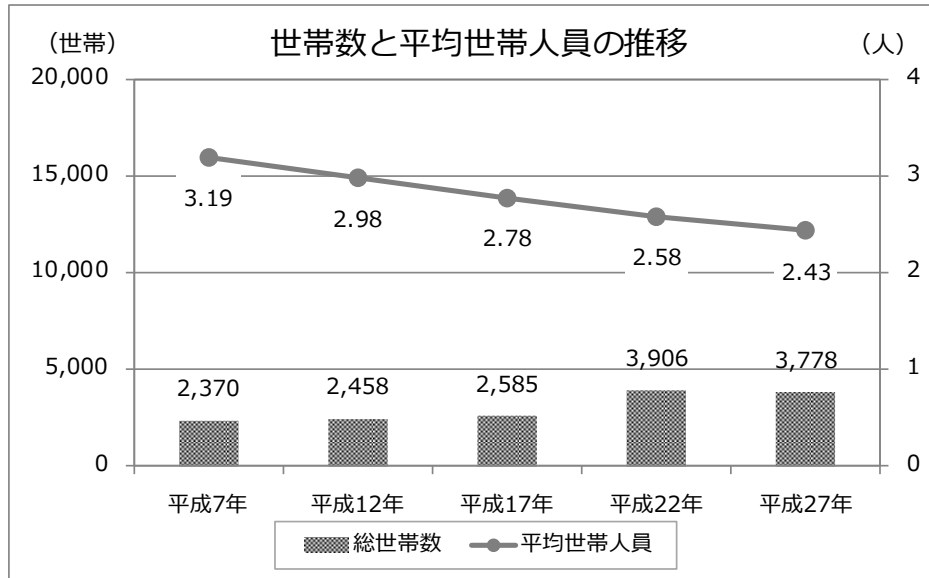


資料：三重県「三重県の人口動態統計」

### (3) 世帯の動向

#### ① 世帯数と平均世帯員の推移

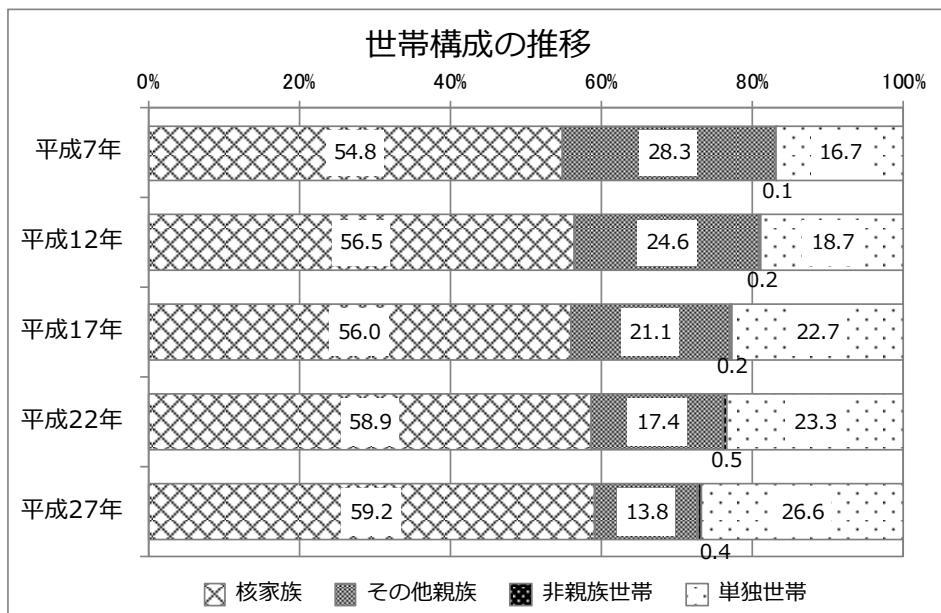
世帯数は、平成22年までは増加傾向であったものの、平成27年には若干の減少傾向に転じ、3,778世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成27年には2.43人となっています。



資料：国勢調査

#### ② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、約6割を占めます。単独世帯は増加する傾向がみられ、平成27年には26.6%となり、全世帯の4分の1は単独世帯となっています。

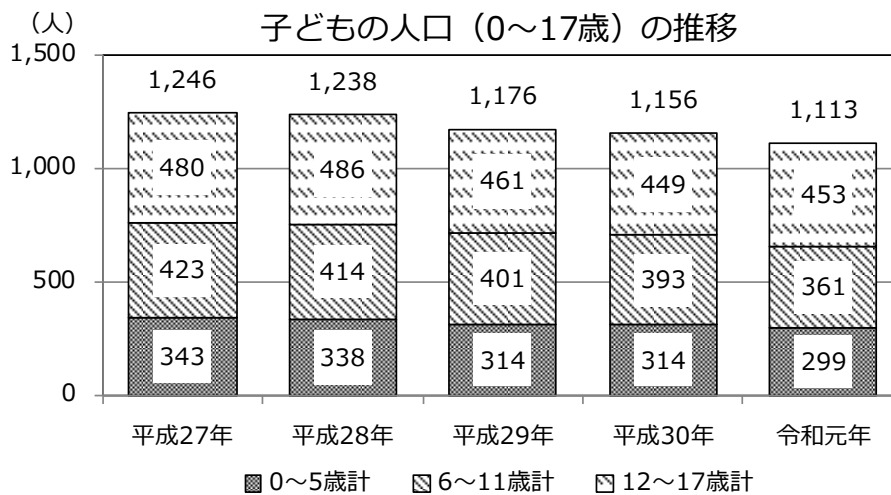


資料：国勢調査

#### (4) 子どもの人口の推移

##### ①子どもの人口の推移

0～5歳、6～11歳、12～17歳の人口は、いずれも減少傾向にあります。令和元年には0～5歳は300人を下回っています。

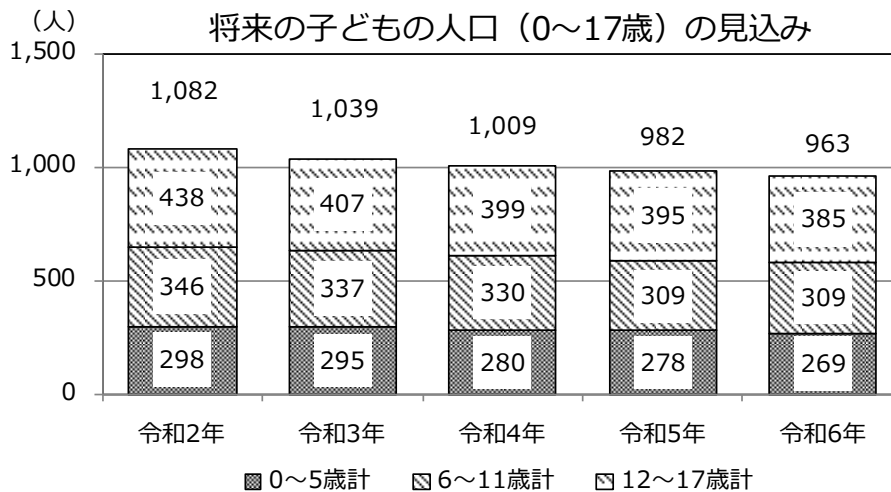


	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0歳	49	58	50	53	41
1歳	50	48	60	50	54
2歳	54	55	46	60	50
3歳	55	51	50	47	58
4歳	71	56	54	49	47
5歳	64	70	54	55	49
6歳	56	64	70	55	55
7歳	71	55	63	71	54
8歳	85	69	55	63	71
9歳	64	86	65	54	64
10歳	76	63	86	64	54
11歳	71	77	62	86	63

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## ②子どもの人口の推計

コーホート変化率法\*によって推計すると、子どもの人口は減少していくものと予測されています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	46	46	44	44	42
1歳	43	46	46	45	45
2歳	55	44	47	47	46
3歳	48	52	42	46	46
4歳	59	48	53	43	47
5歳	47	59	48	53	43
6歳	50	48	59	49	54
7歳	54	49	47	58	48
8歳	54	54	49	47	58
9歳	70	53	53	49	47
10歳	64	69	53	53	49
11歳	54	64	69	53	53

資料：コーホート変化率法\*による推計値

## 2 就業の状況

### (1) 就業人口の動向

#### ①産業人口の動向

就業人口の総数をみると、男女ともに平成 22 年までは増加傾向にありましたが、平成 27 年は減少しています。産業分類別にみると、男女とも第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少しています。一方、第 3 次産業については年々増加しています。

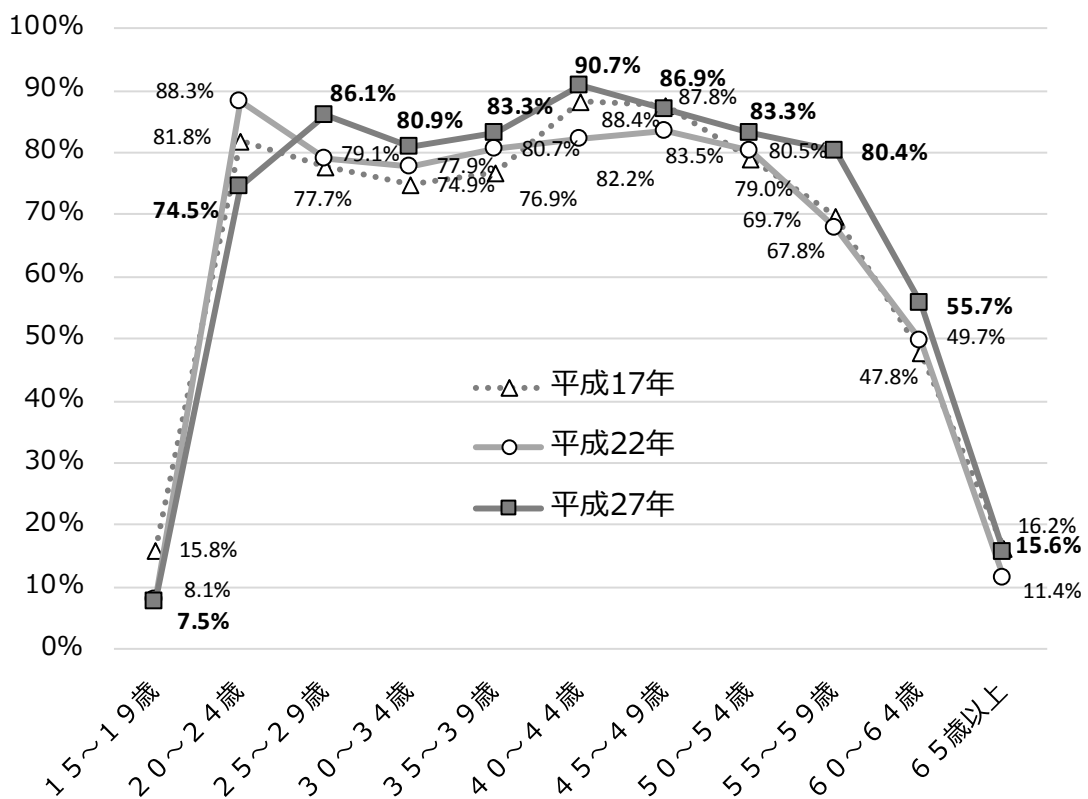
	男性				女性			
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数(人)	2,080	2,085	2,557	2,372	1,615	1,641	2,094	2,011
第 1 次産業(%)	10.5	10.4	10.8	10.4	8.4	7.9	5.3	5.2
第 2 次産業(%)	38.7	39.2	37.9	34.0	29.5	26.2	22.6	19.8
第 3 次産業(%)	50.8	50.3	50.6	53.4	62.2	65.6	71.6	72.4
分類不能(%)	0.0	0.1	0.8	2.2	0.0	0.2	0.5	2.6

資料：国勢調査

## ②女性の年齢ごとの就労状況

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率の推移をみると、平成17年から平成27年のいずれにおいても、30歳代前半で労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」がみられます。しかし、平成27年ではその低下の幅が5.3ポイントと小さくなっており、M字の谷の部分が見えなくなってきている傾向がみられます。また、それまでは20歳代後半から低下がみられていましたが、平成27年では20歳代後半では増加しており、女性が就労から離れる時期が遅くなっている傾向がみられます。

### 女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）



資料：国勢調査

### 3 大台町の子どもと子育て家庭の概況

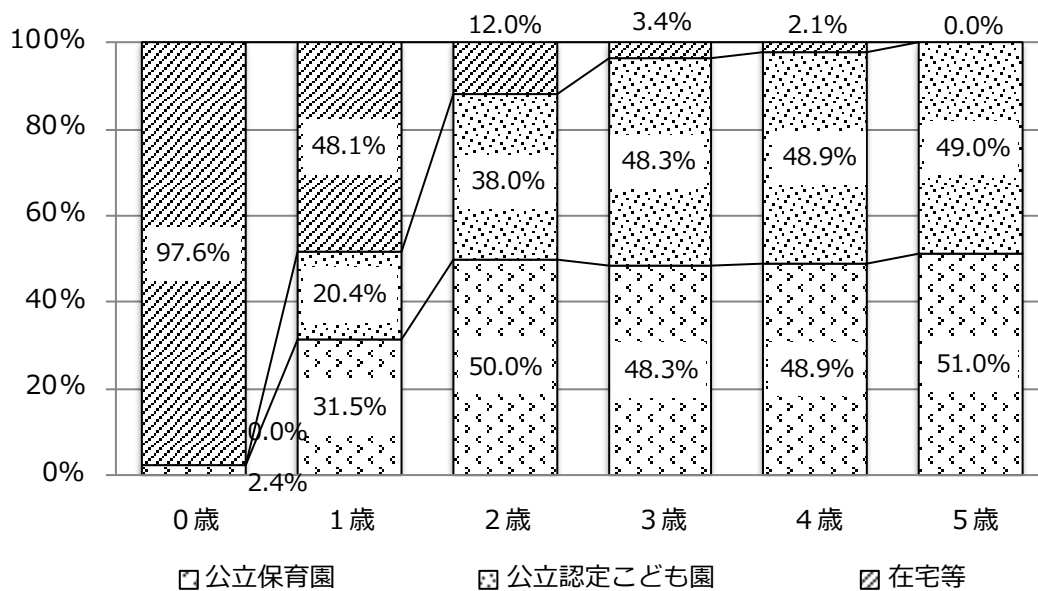
#### (1) 就学前児童の状況

0～1歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が多く、平成31年4月1日現在では、0歳児ではほぼ全員、1歳児では50%ほどを占めます。また、2歳児以上では公立保育園および公立認定こども園に通っている児童が9割ほどとなり、3歳児以上ではほぼ全員が公立保育園および公立認定こども園に通っています。

就学前児童の状況（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育園	1	17	25	28	23	25	119
公立認定こども園	0	11	19	28	23	24	105
在宅等	40	26	6	2	1	0	75
就学前児童数	41	54	50	58	47	49	299

就学前児童の状況



資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成31年4月1日現在）  
 保育園の児童数は、平成31年4月1日現在の数値

## (2) 子育て家庭の状況

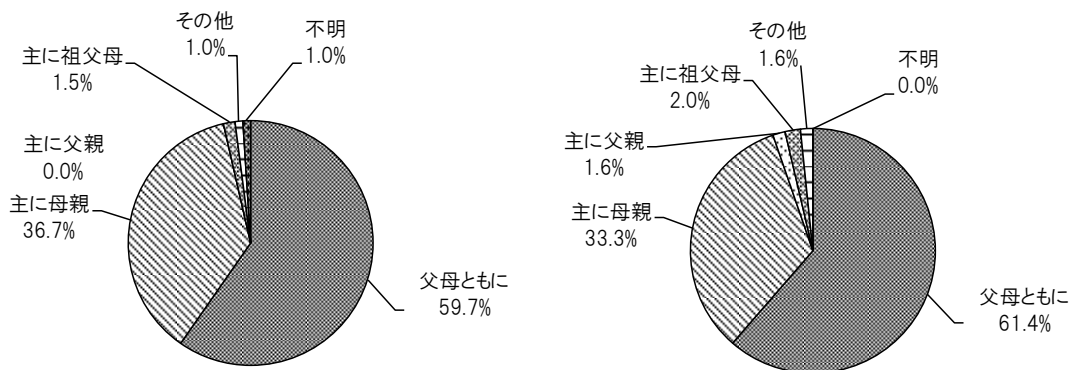
ニーズ調査結果によると、子育て家庭の3分の1は主に母親が子育てをしており、父母ともに子育てをしている世帯は、就学前児童で59.7%、小学生で61.4%となっています。

また、緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多いですが、預け先がない人も就学前児童で3.6%、小学生で4.9%いることがわかります。

### ■子育てを主体的に行っている人

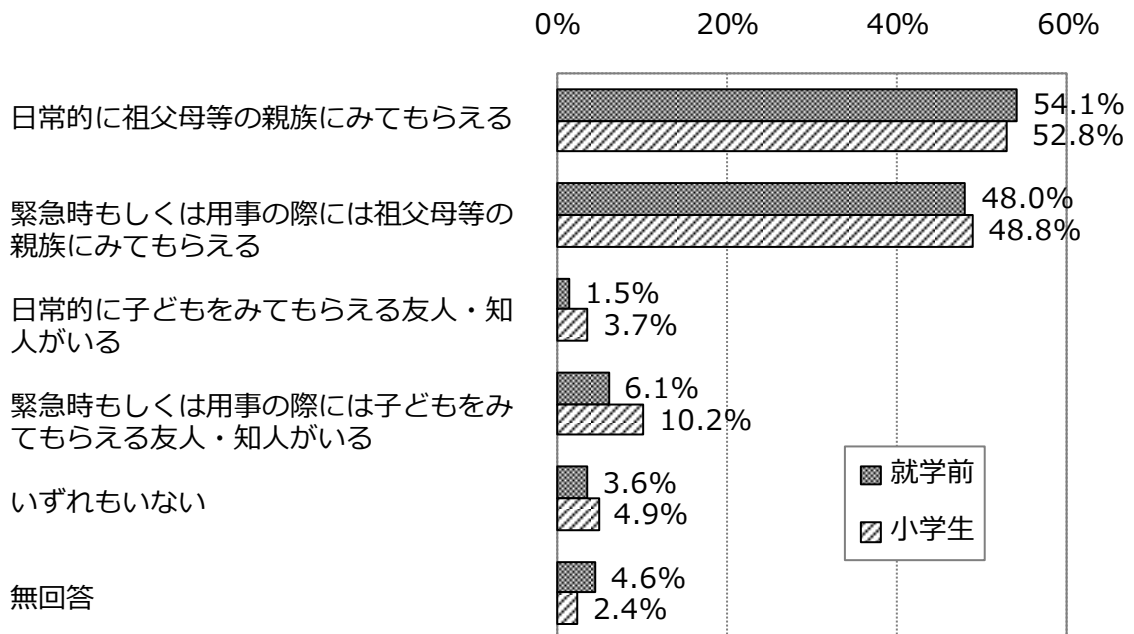
【就学前調査結果 N=196】

【小学校調査結果 N=246】



### ■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

【就学前調査結果 N=196、小学校調査結果 N=246/複数回答】



注：N (Number of Cases の略) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

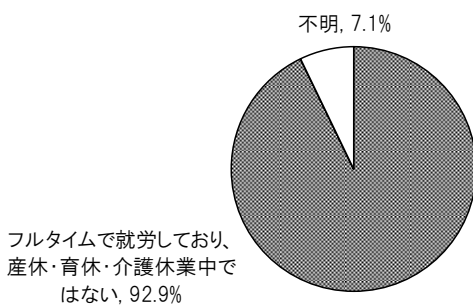


### (3) 保護者の就労状況

父親の就労形態は「フルタイム」が約9割と大半を占めます。フルタイムで働いている父親は、母親に比べて長時間働いている割合も高くなっています。

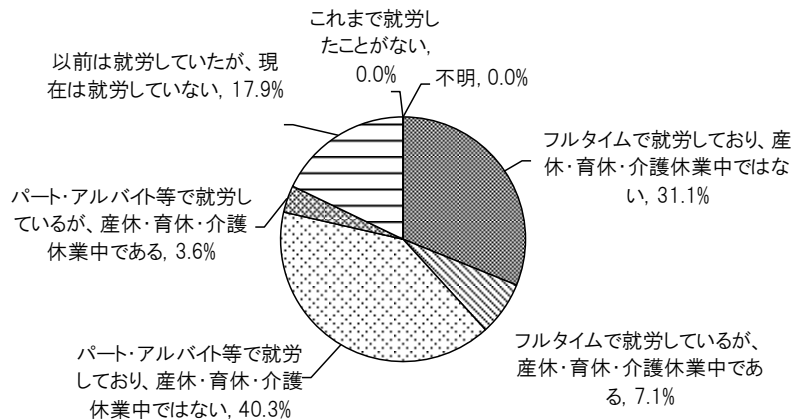
母親の就労形態は、子どもの成長とともに働く人が増加し、就学前で7割ほど、小学生で8割ほどが「パート・アルバイト等」や「フルタイム」で働いています。

#### ■父親の就労状況

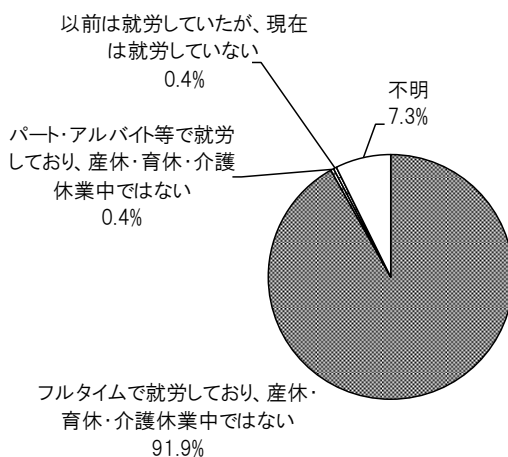


#### ■母親の就労状況

【就学前調査結果 N=196】

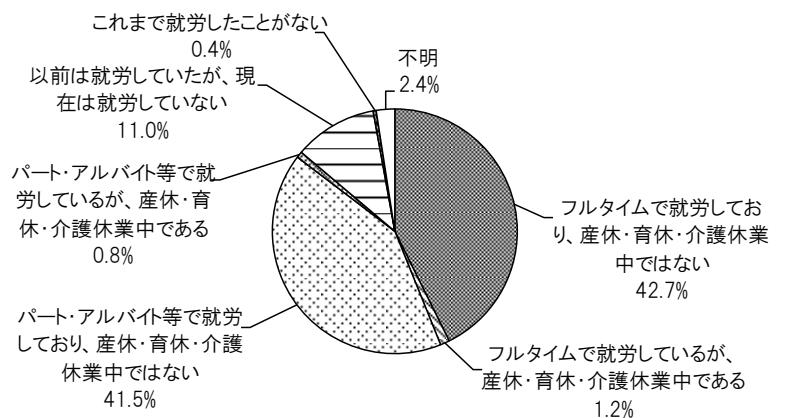


#### ■父親の就労状況



#### ■母親の就労状況

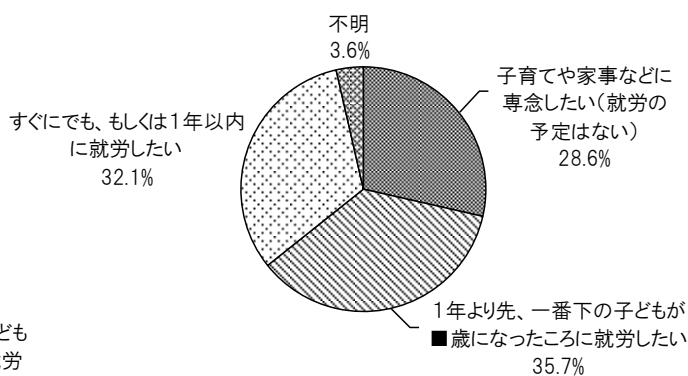
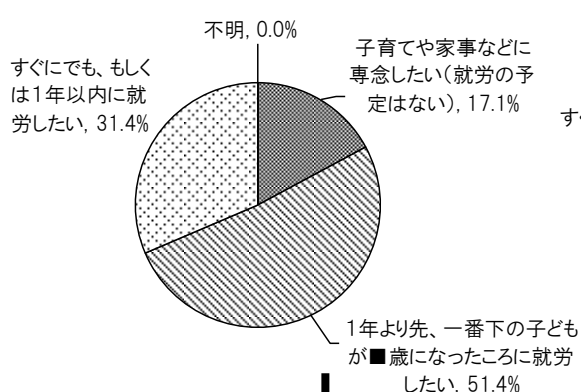
【小学校調査結果 N=246】



就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が、就学前、小学生ともに約3割になります。また、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」を合わせると、就学前児童では約8割、小学生では約7割が「就労したい」と考えていることになります。

■現在働いていない人の働きたいという希望  
【就学前調査結果 N=35】

【小学校調査結果 N=28】



《一番下の子が何歳になったら就労したいか》

年齢	
1歳	22.2%
2歳	16.7%
3歳	44.4%
4歳	5.6%
5歳	5.6%
6歳以上	0.0%
不明	
N値	18

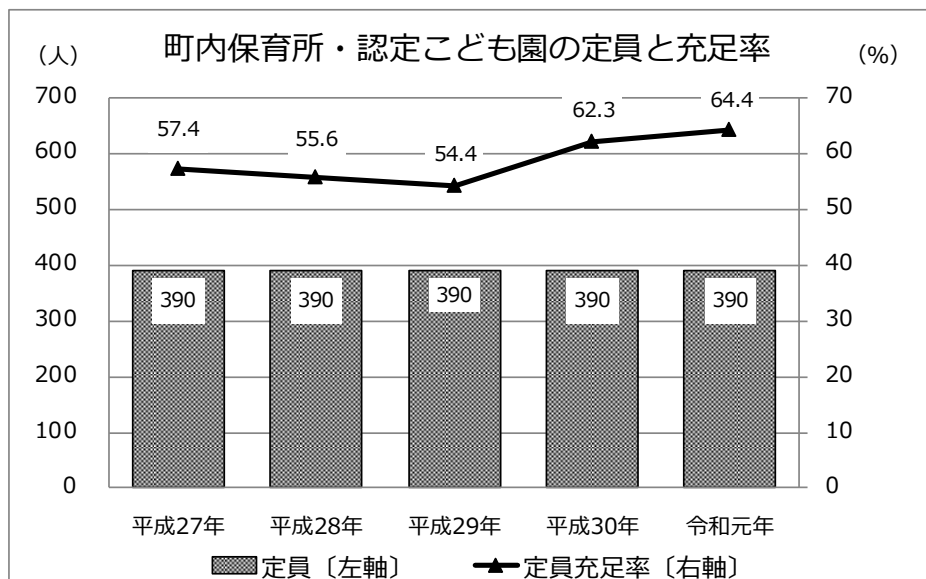
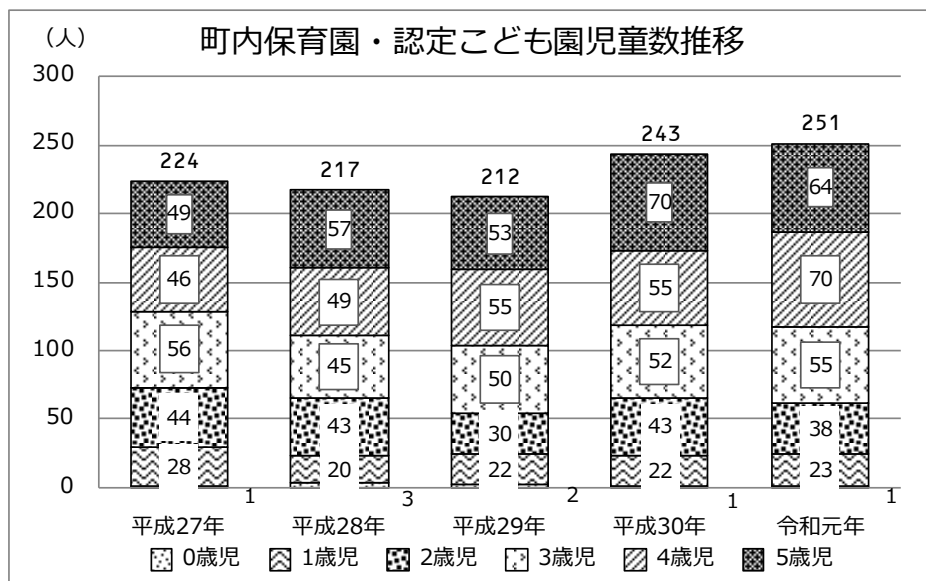
年齢	
1歳	0.0%
2歳	10.0%
3歳	10.0%
4歳	40.0%
5歳	10.0%
6歳以上	0.0%
不明	30.0%
N値	10

## 4 大台町における主な子育て支援の取り組み

本町における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

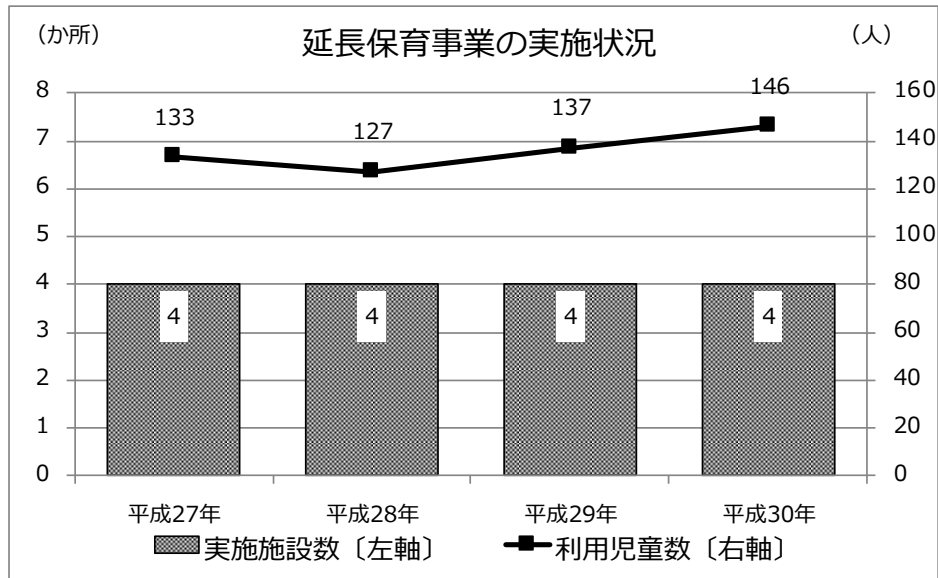
### ①保育園及び認定こども園の状況

保育については、保育園3か所、認定こども園1か所にて実施しています。就学前児童数が減少する中、保育園及び認定こども園に就園する児童数は増加傾向にあります。また、定員数に対する充足率は令和元年度には64.4%となっています。



## ②延長保育\*事業

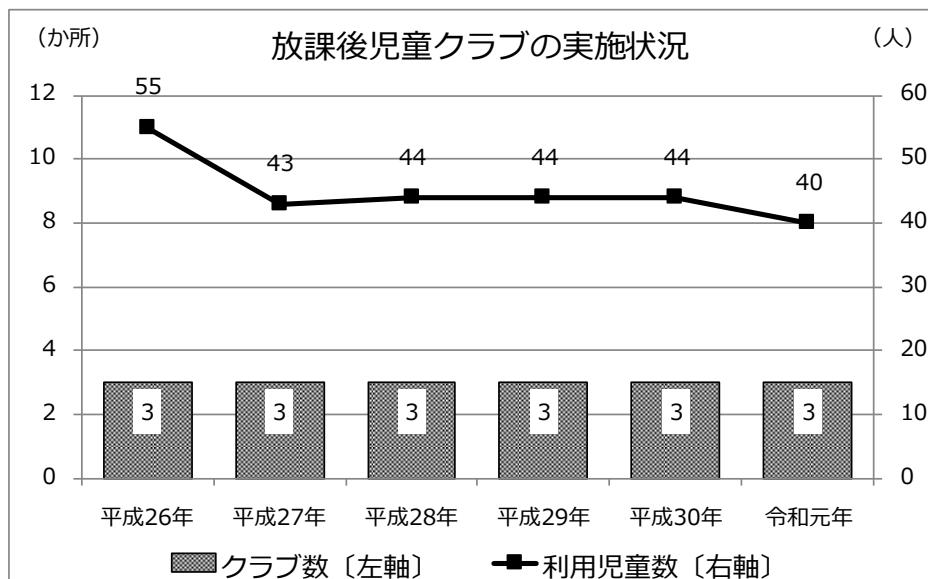
延長保育\*については、4か所の保育園及び認定こども園で実施しています。利用者数は年ごとに若干のばらつきはあるもののほぼ横ばいの状況にあります。



資料：町民福祉課

## ③放課後児童クラブ\*（学童保育）

放課後児童クラブ\*（学童保育）については、日進学童保育ペンギンクラブ（日進地区）、学童保育げんきっこクラブ（三瀬谷地区）、学童保育どんぐりっ子（宮川地域）の3か所で開設されており、利用者（登録者）数は平成27年に減少して以降は、ほぼ横ばい傾向となっています。



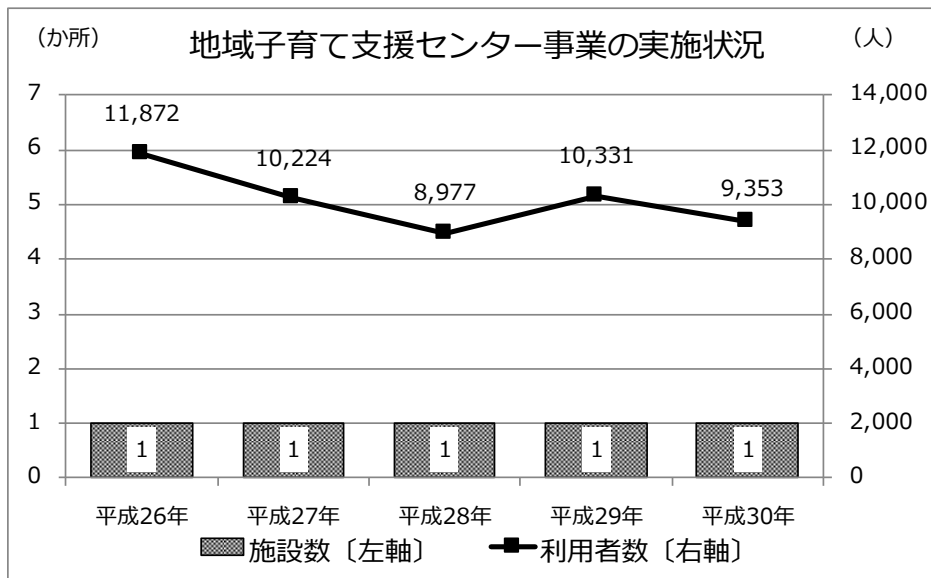
資料：町民福祉課

#### ④子育て短期支援事業（ショートステイ）＊

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）＊については、現在は聖の家（多気町）との協定により委託していますが、令和元年度1月末時点の利用実績はありません。

#### ⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター＊）

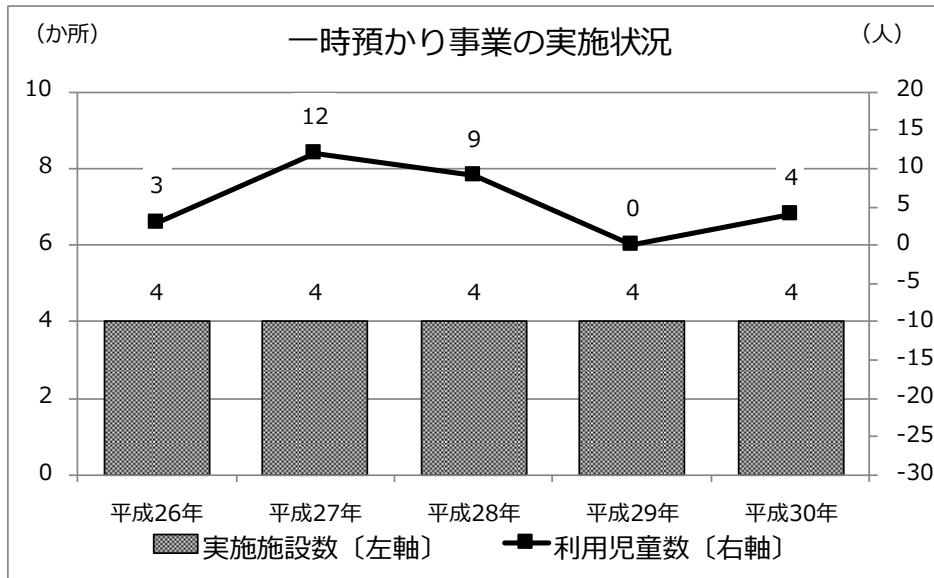
子育ての相談にのったり、保護者同士が交流したりする子育て支援センター＊については、町内では1か所で実施しており、平成30年度は延べ人数で9,353人の親子の利用がありました。



資料：町民福祉課

## ⑥一時預かり事業\*

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業\*は、すべての保育園及び認定こども園で実施しており、平成26年から平成30年の間での利用児童数は0~12人となっています。



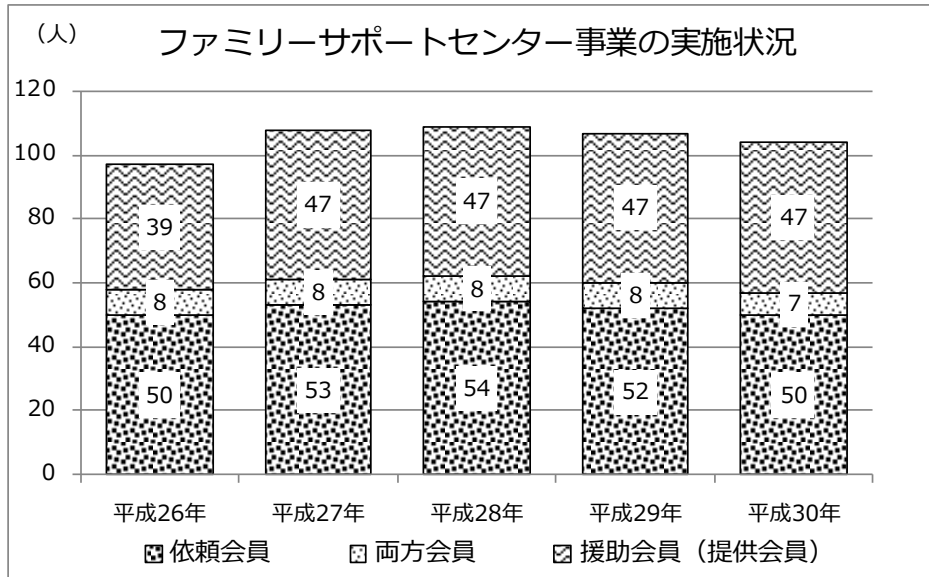
資料：町民福祉課

## ⑦病児・病後児保育事業

病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、松阪市との協定により事業を委託して実施していますが、令和元年度1月末時点の利用実績はありません。

### ⑧ファミリー・サポート・センター\*事業

子育てを助けて欲しい人（依頼会員）は、子育てのお手伝いができる人（援助会員）ともにほぼ横ばいの傾向にあります。

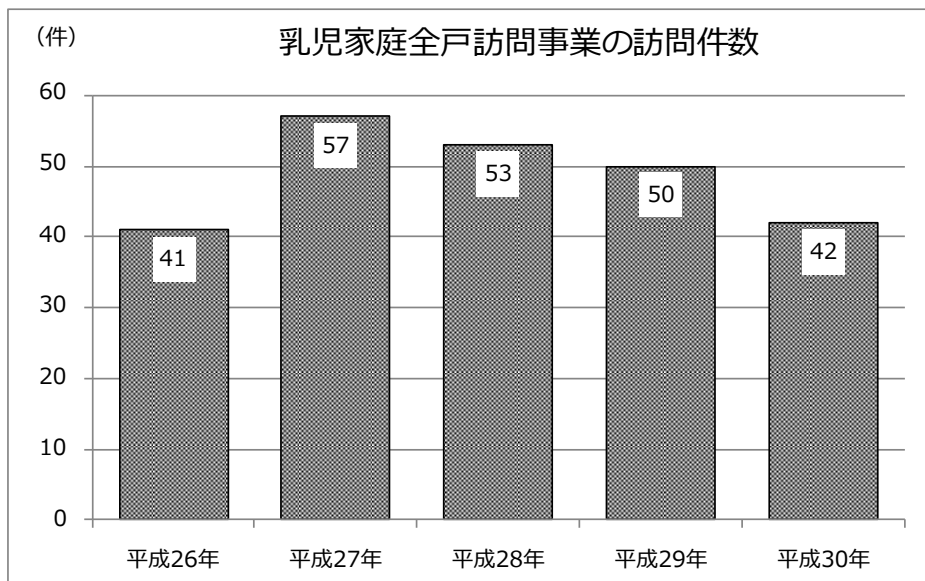


資料：町民福祉課

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

原則として生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師や助産師が訪問しており、年間40～60件ほどで推移しています。

また、継続支援が必要な家庭へは繰り返し訪問し、特に支援が必要な家庭へは養育支援訪問事業として保健師等が訪問しています。



資料：町民福祉課

### ⑩養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳児家庭全戸訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施しています。

養育支援訪問事業の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問延べ件数（件）	20	6	0	3	8
訪問実家庭数（件）	6	5	0	3	3

資料：町民福祉課

### ⑪妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しています。受診機会は妊婦一人あたり 14 回を維持していますが、対象となる妊婦数が減少しており、平成 30 年の受診数は延べ 525 回となっています。



母子保健サービスの状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
母子健康手帳交付	受診児数 (人)	57	55	50	40	51
4か月児 健康診査	対象児数 (人)	41	59	53	49	46
	受診児数 (人)	40	58	52	49	45
	受診率 (%)	97.6	98.3	98.1	100.0	97.8
10か月児 健康診査	対象児数 (人)	50	51	54	48	52
	受診児数 (人)	49	47	54	48	52
	受診率 (%)	98.0	92.2	100.0	100.0	100.0
1歳6か月児 健康診査	対象児数 (人)	51	48	57	58	58
	受診児数 (人)	51	46	57	56	58
	受診率 (%)	100.0	95.8	100.0	96.6	100.0
3歳6か月児 健康診査 (一般・歯科・視力)	対象児数 (人)	70	56	54	41	58
	受診児数 (人)	70	54	54	41	58
	受診率 (%)	100.0	96.4	100.0	100.0	100.0
発達相談 (健康相談含む)	延べ人数	13	17	29	23	23

資料：町民福祉課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、大台町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

次世代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができるまちの実現をめざし、子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針を踏まえて、「第1期大台町子ども・子育て支援事業計画」から引き続き、次のように基本理念を掲げます。

地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい

## 2 計画策定の視点

### ①子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

### ②子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ、子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

### ③社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会のあらゆる分野の協力が必要となります。このため、町民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

### 3 計画の基本目標

本計画では、基本理念「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」を実現するために、次の5つを基本目標として設定します。

#### 1 教育・保育、子育て支援の充実

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、地域の互助による多様な子育て支援の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

##### 基本施策

- 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 1-2 多様な子育て支援の充実
- 1-3 子どもの居場所づくり

#### 2 子育て支援体制の充実

子育ては、子どものいる家庭だけでなく、家庭、学校、保育園、地域などが一体となって取り組むことが重要であり、「皆で子どもを見守る・育てる」という地域の中での雰囲気づくり・体制づくりをめざします。

##### 基本施策

- 2-1 子育て支援の推進拠点の充実
- 2-2 子育ての相談・支援環境の充実
- 2-3 子育てネットワークの充実

### 3 すべての子どもの健やかな成長の支援

次世代を担う子どもは、自他ともにかけがえのない存在であり、子どもたちが、性別や障がいなどによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成のための環境づくりを促進します。

また、少子化の傾向がみられる中、子育て家庭における経済的、心理的な負担を少なくし、子どもを産み、育てる喜びを享受できる環境づくりのための支援を進めます。

#### 基本施策

3-1 子どもの人権擁護の推進

3-2 子育てについての経済的な支援

3-3 要支援児童への対応

### 4 地域で取り組む子どもの健全育成の推進

子どもが将来家庭を持ち、親になるための資質育成や子どもを生き育てることの大切さを理解できるようまた、家庭や親の役割について考えることができるよう、乳幼児や大人との交流機会の創出などさまざまな取り組みを推進していきます。

また、学校や家庭での教育環境の向上や支援の充実を図ることを進めます。

#### 基本施策

4-1 子どもの健全育成のための活動の推進

4-2 子どもの健全なこころの成長の支援

### 5 安心して子どもを生き育てられる環境の整備

子育て支援センター\*等と連携しながら、継続した母子保健サービスを提供することで途切れのない子育て支援を実施するとともに、いざという時にも安心できる体制づくりを、近隣市町との連携のもと推進します。

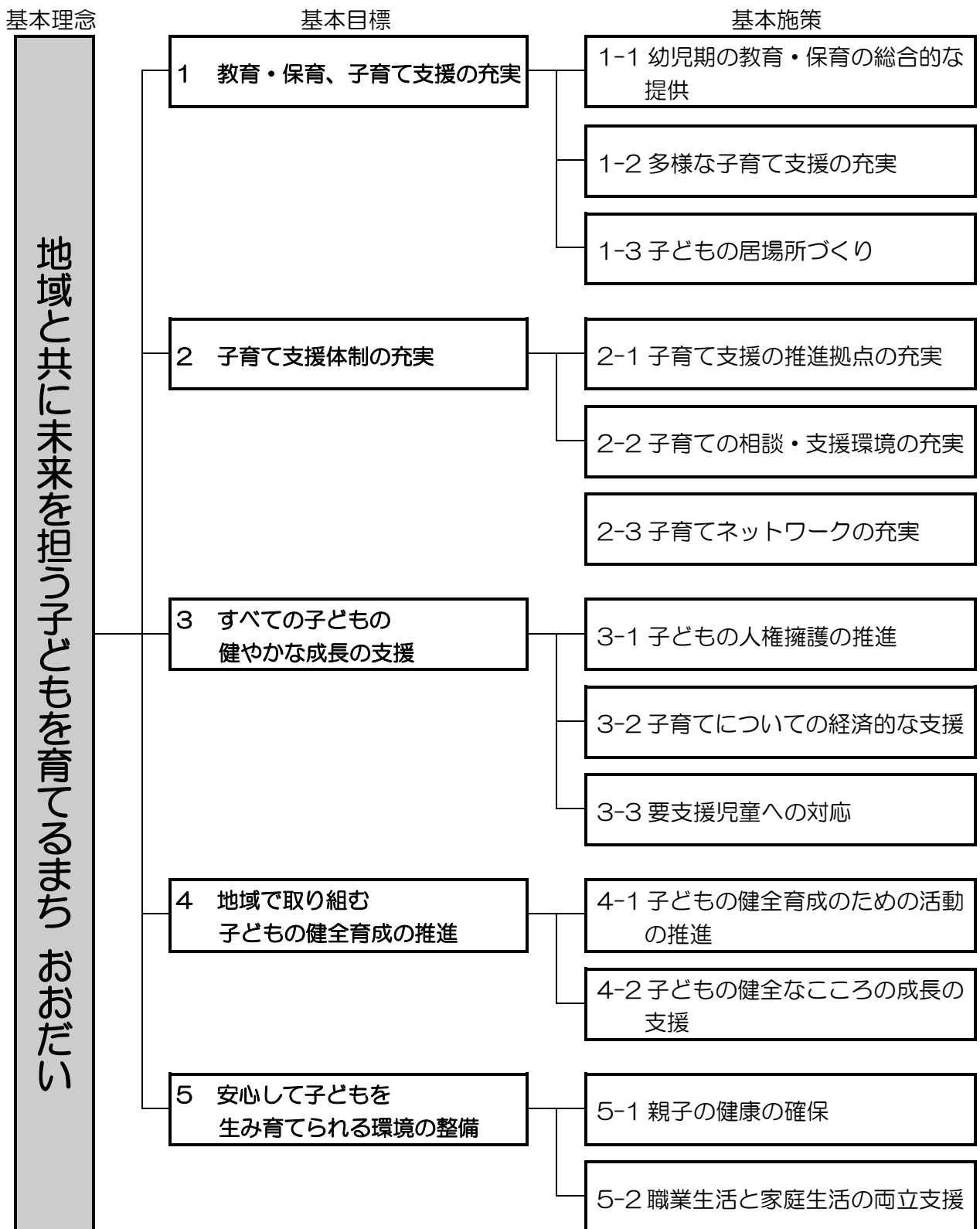
男女がともに子育てにかかわることができ、心豊かなゆとりある生活を送れるよう、働き方を見直し、父親の家事・育児参加を促すと同時に、子育て家庭に対する配慮がなされ、仕事と家庭生活の両立を可能にする取り組みを進めます。

#### 基本施策

5-1 親子の健康の確保

5-2 職業生活と家庭生活の両立支援

## 4 施策の体系



## 第4章 目標実現のための施策

### 1 教育・保育、子育て支援の充実

#### 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

##### 現状と課題

本町においては、子どもが3歳を超えると大半が保育園及び認定こども園を利用しており待機児童はほとんどいない状況です。子どもの数は減ってきていますが、入所児童数は増加しています。保護者の働き方が変化するなか、保育園の利用については保育時間の延長などのニーズが高まっており、全ての園で延長保育<sup>\*</sup>、休日保育<sup>\*</sup>、一時保育、乳幼児保育を実施できる体制を整備しました。

保育に対するニーズが多様化することに伴い、保育サービスのさらなる質的向上を図るため、保育士や関係者に対する専門研修の機会を増やし、保育サービスの充実に努めています。

平成27年4月に開始された「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う「保育所型認定こども園<sup>\*</sup>」を1箇所設置しました。

保育園の利用者負担額は、他市町に比較すると低い水準であることから保護者の負担能力に応じた利用者負担額の見直しを検討しましたが、子育て世代を支援するため低い水準を維持しました。

令和元年10月1日から国の制度による幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、町ではこれに先駆け平成31年4月1日から保育園及び認定こども園を利用する0歳から2歳児の住民税非課税世帯の子ども及び3歳児以上の全ての子どもを対象とした無償化を実施しています。

令和元年度より1園で町の豊かなフィールドを活用して、野外体験保育<sup>\*</sup>を実施し、子どもたちの「生き抜いていく力」を育てています。

##### 基本事業

#### (1) 保育サービスの充実

##### ①保育の質の向上

- 質の高い保育を提供するため、今後も、園内研修会を開催するとともに、保育士のスキルアップ講習会などに参加し、保育士の資質向上を図ります。

## ②延長保育\*と乳幼児保育、一時保育の実施

- 多様化する保護者のニーズに対応できるよう、引き続き、延長保育\*・乳幼児保育、一時保育を実施します。

## ③野外体験保育\*の実施

- 全ての園での野外体験保育\*を実施して、子どもたちの郷土愛を育みます。

# (2) 保育環境の充実

## ①保育施設の適正な維持・管理

- 保育施設を適正に維持・管理します。



## 1-2 多様な子育て支援の充実

### 現状と課題

子育て家庭においては、保護者の就労や、病気などで一時的に育児ができなくなる可能性があります。本町では祖父母の支援が得られる家庭が多く、アンケート調査結果でも約50%が「祖父母等の親族にみてもらえる」との回答となっています。

本町では、緊急の子育て支援ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業<sup>※</sup>や一時保育事業を実施していますが、利用者数は少なく、ファミリー・サポート・センター<sup>※</sup>事業は利用登録も少ない状況です。

乳児訪問の機会や子育て支援センター<sup>※</sup>の利用時、保育園及び認定こども園への入園の際に事業を案内して利用者の増進を図るとともに気軽に利用できる体制を整備しています。また一時保育については、保護者の緊急時に素早く対応できるように受け入れ態勢を整えて、保護者が安心して就労や日常生活ができるようにしておく必要があります。

平成29年4月には「子育て世代包括支援センター<sup>※</sup>」を町民福祉課に設置して、子育て支援センター<sup>※</sup>や保育園及び認定子ども園と連携し、母子保健事業・子育て支援事業を実施しています。

こうした事業については、町ホームページなどで、きめ細かく周知し、在宅での子育て支援の充実、多様な子育て事業による利用者支援が求められます。

### 基本事業

#### (1) 子育て支援サービスの充実

##### ①ファミリー・サポート・センター<sup>※</sup>事業の充実

- ファミリー・サポート・センター<sup>※</sup>事業について町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで周知します。
- 緊急時にスムーズに利用できる体制を整備するとともに援助会員の確保を図ります。

##### ②一時保育事業の実施

- 保護者の疾病、家族の看護等の理由により一時的に保育が必要な未就園児を預かる一時保育事業を全ての園で実施します。また、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送、子育て支援センター<sup>※</sup>のおたよりなどで周知します。

##### ③子育て世代包括支援センター<sup>※</sup>の機能の充実

- 子育て世代包括支援センターの機能を充実させるため、保護者等が利用しやすい相談窓口となるよう強化するとともに、子育て支援センター<sup>※</sup>との連携を強化して母子保健事業・子育て支援事業の充実を図ります。

#### ④病児・病後児保育事業の充実

- 病気の急性期にある児童及び病気の回復期にある児童で、通常の集団保育を受けることが困難な児童を一時的に預かる病児・病後児保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送、子育て支援センター※のおたよりなどで周知します。

## 1-3 子どもの居場所づくり

### 現状と課題

子どもが放課後に安全で安心して過ごせることは、子どもだけでなく保護者や地域にとっても重要なことです。

町内の4つの小学校のうち日進、三瀬谷及び宮川小学校区に放課後児童クラブ\*を設置し、子どもが放課後の時間を安心して有意義に過ごせるよう、さまざまなメニューを実施しています。事業の実施にあたっては、放課後児童支援員の確保が課題となっています。

また、リフレッシュ大台学園や大杉谷自然学校に事業を委託し、公共施設等を利用したスポーツや文化体験講座による放課後や土日の居場所づくりを推進しています。

本町では、地域で開催されるイベントなどの情報提供を行い、地域活動を通じた交流が盛んに行われています。また、放課後児童クラブ\*を通して地域住民と子どもが気軽に交流できる場づくりが創出されており、このような地域内での交流を継続していくことが必要となっています。

### 基本事業

#### (1) 放課後児童の居場所づくり

##### ①放課後児童クラブ\*への補助・支援

- 放課後の児童の安全な居場所づくりとともに、保護者が安心して働くことができるよう、引き続き、学童保育事業に対する補助を行います。また、放課後児童支援員の確保と資質向上に努めます。

##### ②放課後や土日の居場所づくりの充実

- 放課後や土日の居場所づくりを推進するため、引き続きリフレッシュ大台学園等に事業を委託し、公共施設等を利用した講座を開設します。また、関係団体の意見を踏まえ更なる講座の充実を図ります。

#### (2) 子どもの交流の場づくり

##### ①地域住民と子どもが気軽に交流できる場づくり

- 放課後児童クラブ\*の活動において、地域住民との様々な体験活動を通じた交流を継続します。

##### ②スポーツ少年団活動の充実

- 日常的・継続的にスポーツに取り組む機会の提供と指導員の育成に努めます。

### ③地域間交流の充実

- 町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで地域間交流についての活動の情報を発信するとともに、参加者が主体的に活動に取り組めるよう工夫して、子どもたちの文化活動やスポーツ活動等を通じた他地域の子どもたちとの交流や他市町との交流などの地域間交流を推進します。

## 2 子育て支援体制の充実

### 2-1 子育て支援の推進拠点の充実

#### 現状と課題

子育て支援センター※においては、子育て世代包括支援センター※と連携しながら、保護者の育児相談や交流会、研修会を実施し、悩みや不安の解消に努めています。子育てに関する相談などには、専門的な対応が必要となるものも少なくないので職員の専門性を高めるため、三重県子ども心身発達医療センターの研修に長期参加し、発達支援の手法取得を行いました。また、臨床心理士から相談対応への助言を受ける機会をもち、センターの機能の充実を図りました。育児相談は乳幼児だけでなく18歳までの子どもを対象にしていることを、乳児訪問の際に周知しました。

子育て相談の利用者は乳幼児、保育園児と保護者で、小・中学校の保護者の利用は少ない現状であるため、幅広い利用を促進する必要があります。

子育てに関する講演や交流の場は保護者同士や地域の人たちとの交流の場となっていますが、さらに気軽に参加できるよう子育て支援センターを拠点とした活動を引続き支援する必要があります。

子育て情報の入手については、アンケート調査結果では「隣近所や知人などから子育て情報を入手する」と回答された方が約80%となっています。本町では子育て情報をわかりやすく取りまとめたガイドブック「子育て便利帳」を作成しましたが、新しい情報をきめ細かに提供するため、定期的な更新が必要となっています。

#### 基本事業

### (1) 子育て支援センター※の充実

#### ①子育て支援センター※の機能の充実

- 乳児訪問の際に事業紹介をし、子育て支援センター※への来所のきっかけづくりに努め、転入者や来所者へも継続して利用促進を勧めるとともに、状況の把握に努めます。今後は来所者の意見を聞き取り、事業に反映できるよう検討して機能充実に努めます。

#### ②育児相談の充実

- 今後も発達支援や相談対応にかかる研修へ積極的に参加し、様々な相談に対応する能力向上に努めます。
- 子育て支援センター※は18歳までが利用可能であることを周知するとともに子育て世代包括支援センター※、保育園及び認定こども園、小・中学校、奥伊勢教育支援センターなどと連携して育児相談の充実を図ります。

### ③各種講座、講演会、交流の場の提供について

- 地域の関係機関や子育て活動を行う団体等と連携して、地域に出向き、より一層地域のニーズに対応した活動を行います。また、定期的な講座や講演会については、参加者の意見を取り入れながら、内容の見直し・充実に努めます。

### ④子育て情報サービスの確立

- 子育て支援センター\*の活動内容について、よりわかりやすく発信するため、町ホームページの内容をリニューアルします。また、子育て情報をわかりやすく取りまとめた子育てガイドブックの更新を行います。
- 町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで子育て情報を発信するとともに、SNS\*を活用した発信について検討します。

## 2-2 子育ての相談・支援環境の充実

### 現状と課題

子育ては子どもの成長を見守ることができるため、保護者にとって大きな喜びと楽しみですが、一方で不安や悩みを伴います。核家族化の進展により、若い保護者が子育てについての悩みなどを身近な人に相談する機会や場が少なくなっていることから、保護者などをさまざまな面で支える環境づくりが重要です。

本町では、子育て支援センター※において相談や研修会などを実施し、不安の軽減に努めています。また、子育てに関する複雑な問題についての専門的な相談には保健師や臨床心理士などの専門職が対応していますが、複雑で多様化する内容に適切に対応するため、三重県子ども心身発達医療センターの研修に参加するなど相談体制の充実に努めています。

主任児童委員※、民生委員・児童委員※は地域福祉を推進するため地域でさまざまな活動を行っていますが、子育て支援についての理解を深めるため、研修会などを開催するとともに、保護者に身近な存在であることを周知するため子育て支援センター※主催の研修会やイベントに参加いただくなど連携強化に努めています。

### 基本事業

#### (1) 相談・情報発信の充実

##### ①子育て支援センター※における相談・情報提供の充実

- 相談事業に関する研修会への積極的な参加に努め、臨床心理士を継続して確保し、相談会機会の維持に努めます。また、子育てガイドブック、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで子育て支援情報について発信します。

##### ②主任児童委員※、民生委員・児童委員※との連携

- 主任児童委員※、民生委員・児童委員※に育児に悩む保護者を地域で支援するための協力を依頼するとともに、交流会や研修会等を開催して連携強化を図ります。

## 2-3 子育てネットワークの充実

### 現状と課題

核家族化が進み、子育てにかかわる保護者が孤立してしまうことが危惧され、地域住民や関係者が子育て家庭の負担を理解することが求められています。

町内では保護者同士や子育て経験者が交流できる場として、子育てサークルが活動していますが、活動を休止するサークルもでてきます。サークル活動を継続するには、子育て支援センター※、保育園及び認定こども園などの関係者が連携を深め、ネットワークを活かした幅広い支援が必要となっています。そのなかでも保育園及び認定こども園は地域の福祉資源として大きな役割を担っており、子育て世代の身近なつどいの場として、園庭開放※を実施してきました。

また、子育て経験者による子育てボランティアの活動の輪も広がっていますが、今後は子育て支援センター※などにおいて、ボランティアの登録と育成に努め、さらに子育て支援環境の充実を図る必要があります。

### 基本事業

#### (1) 子育て支援の人材づくり

##### ①子育てボランティアの育成

- 子育てしやすい地域づくりを進めるため、ボランティアの人材育成のための研修会などを実施し、子育てボランティアの育成・支援を図ります。

##### ②人材の活用

- 子育て支援センター※が開催する講演会や子育てサークル活動の際に、子育てボランティアの活用を行うとともに、より多くの協力者を確保できるよう、民生委員・児童委員※やファミリー・サポート・センター※事業提供会員向け講座の修了者に子育てボランティアの登録を呼びかけます。



## (2) 子育ての仲間づくり

### ①子育てサークルへの支援

- 子育てボランティアや子育てサークル同士の協力体制の強化、子育て支援センター※職員が出向く回数を増やすなど有効な手立てを検討し、引き続き、子どもの遊び場、親同士の交流の場、育児の不安の軽減が図れる場として、子育てサークルの自主的な活動の支援に努めます。

### ②保育園及び認定子ども園の園庭開放※及び子育て支援室の充実

- 保育園及び認定こども園の園庭開放※や子育て支援室が未就園児とその保護者の交流の場となるよう町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで子育て支援センター※利用者へ周知します。

### ③つどいの広場※の充実

- 子育て世代が気軽に集える「つどいの広場※」の周知を図るとともに運営方法について検討し利用促進に努めます。

### ④読み聞かせの会の活動の拡充

- 読み聞かせボランティアと連携して、子育て支援センター※や子育てサークル、保育園及び認定こども園で続き読み聞かせの会を実施するとともに会員数の維持と技術向上に努めます。

## 3 すべての子どもの健やかな成長の支援

### 3-1 子どもの人権擁護の推進

#### 現状と課題

児童虐待<sup>\*</sup>は子どもの人権の大きな侵害であるにもかかわらず、町内においても発生しています。児童虐待<sup>\*</sup>を未然に防止するためには早期発見が重要であり、適切な早期対応が必要です。乳幼児健診等の機会を活かして早期発見に努めていますが、健診の機会が活かせない家庭の状況把握を進めるため、児童相談所<sup>\*</sup>や福祉事務所等関係機関との連携を深め、さらにきめ細かな訪問活動や問題が生じた場合の専門的対応を充実させる必要があります。

子どもの人権については、「子どもの権利条約」において生きる権利、守られる権利、教育を受ける権利などが規定されています。本町では、「大台町人権施策基本方針」を策定して、人権フェスティバルの開催や街頭啓発、広報紙への掲載などの啓発を行っていますが、人権施策については絶え間ない継続的な啓発活動が必要です。

#### 基本事業

### (1) 児童虐待<sup>\*</sup>の防止

#### ①児童虐待<sup>\*</sup>ネットワークの構築

- 児童虐待<sup>\*</sup>やDV<sup>\*</sup>を未然に防止するため、関係機関及び関係団体との連携をさらに進めます。また、関係機関の児童虐待<sup>\*</sup>防止、DV<sup>\*</sup>防止啓発や相談対応のスキルアップに努めます。
- 関係機関の連携を強化するため、多職種が参加できる研修会の内容を検討します。

#### ②在宅支援の充実

- 児童虐待<sup>\*</sup>の発生を未然に防止するため、引き続き、母子保健サービスや子育て相談などを通じた子どもの養育者への支援を充実するとともに、児童虐待<sup>\*</sup>の早期発見・予防のため、関係職員が連携して育児支援家庭訪問事業を実施します。
- 虐待が発生した場合には、関係機関や関係者と連携をとり、迅速な対応に努めます。
- 保育園及び認定こども園、小・中学校、民生委員・児童委員<sup>\*</sup>等の子どもの育ちを支える機関との連携を強固にし、様々なケースに対応できるネットワークを構築します。

#### ③子どもの権利の尊重

- 子どもの権利の尊重のため、「児童の権利条約」や「大台町人権施策基本方針」について啓発するとともに町民の方が安心して相談できる窓口の充実に努めます。また、各ケース対応については関係機関が連携して対応します。

## 3-2 子育てについての経済的な支援

### 現状と課題

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始となりましたが、大台町では、これに先駆け平成31年4月1日より、保育園、認定こども園を利用する0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の子ども及び3歳児以上の全ての子どもを対象とした無償化を実施して、子育て世代の経済的な負担の軽減を図っています。

子育てをしていく中で医療費の負担など経済的な負担が大きいため、本町においては、医療費の助成を中学3年生まで拡大し負担の軽減を図っています。また、令和元年9月1日より0歳から6歳（未就学児）を対象とした窓口負担無料化を実施しています。

経済的理由により、就学に係る費用の負担が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、就学援助費を支給して義務教育の円滑な実施につなげています。また、平成31年4月1日から高等学校又は高等専門学校に就学する生徒の通学に要する経費の一部を補助し、保護者の経済的負担軽減を図っています。

国の制度により児童手当<sup>\*</sup>が支給されていますが、制度の目的についての周知が必要です。

### 基本事業

#### (1) 経済的支援の充実

##### ①医療費助成の充実

- 少子化対策、子育て世代の家庭の負担軽減を図るため、中学校3年生までの医療費助成の拡大を継続します。
- 0歳から6歳（未就学児）が、三重県内の病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーションを利用する場合の医療費の窓口負担無料制度を継続します。

##### ②幼児教育・保育の無償化の実施

- 0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の子ども及び3歳児以上の全ての子どもを対象とした保育料の無償化を継続します。

##### ③就学等の支援の充実

- 就学等に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助費の支給及び高等学校等生徒通学費補助金の交付を継続します。

##### ④児童手当<sup>\*</sup>制度の周知

- 児童手当<sup>\*</sup>は家庭生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健全な成長を支援することが目的であることを周知します。

### 3-3 要支援児童への対応

#### 現状と課題

障がいを持って生まれた子どもの把握は、乳幼児健診や赤ちゃん訪問などの機会を通じて行っています。保護者の負担を軽減するためにも早期発見・早期対応が必要ですが、時には訪問拒否をされる家庭もあるため、保護者との信頼関係の醸成に努め、確実に対応できるようにする必要があります。さらに専門的な対応ができるよう児童相談所<sup>※</sup>や医療機関、学校などとの連携を深め、障がい児保育や特別支援学校の活用などネットワークシステムを構築した中で総合的な支援を図る必要があります。

子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うため、保育士が三重県子ども心身発達医療センターの研修に長期参加し、発達支援の手法取得を行いました。

障がい児を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、国の制度において特別児童扶養手当<sup>※</sup>が支給されています。町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで制度の周知を図り適正な支給につなげています。

ひとり親家庭の中で、母子家庭の場合は母親の就労収入が少ない調査結果が出ており、経済的なハンデキャップが大きくなっています。児童扶養手当<sup>※</sup>などの給付制度や医療費の助成制度を実施して支援していますが、子どもの貧困という現象に結びつかないよう、就労援助などの相談にも対応していくことが必要です。

#### 基本事業

#### (1) 障がい児への支援

##### ①障がい児保育の充実

- 発達支援専門保育士の配置と加配保育士<sup>※</sup>の確保に努め、就学に向けた途切れのない支援に努めます。また、加配保育士<sup>※</sup>や関係者による定期的な勉強会の開催や情報交換の場の設定、各保育園及び認定こども園でのCLM<sup>※</sup>を実施し障がい児保育の充実に努めます。

##### ②障がい児の早期発見・早期療育の充実

- 障がい児の早期発見と早期療育のため、保健、福祉、教育が連携を図り、途切れのない支援システムの構築に努めるとともに、さまざまな相談内容に応じ、専門的な支援が受けられるよう支援体制を充実します。
- 障がいのある児童が身近な地域で支援を受けられるために多気郡3町で児童発達支援センター<sup>※</sup>の共同設置を進め令和3年4月の開設をめざします。

##### ③特別児童扶養手当<sup>※</sup>の周知

- 身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図る特別児童扶養手当<sup>※</sup>について、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで制度の周知を図り

ます。

### ③特別支援教育の支援

- 小・中学校の特別支援学級の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助します。また、制度の周知を図ります。

## (2) ひとり親家庭への支援

### ①児童扶養手当※の周知

- ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を図る児童扶養手当※について、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで制度の周知を図ります。

### ②ひとり親家庭等就学援助の充実

- 母子家庭等就学就職支度金の支給を継続するとともに広報紙などで制度の周知を図ります。

### ③一人親家庭等医療費助成の充実

- ひとり親家庭の健康と福祉を増進するため、児童扶養手当※担当者と連携し、事務手続きの迅速化・簡素化に努めます。また、0歳から6歳(未就学児)が三重県内の病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーションを利用する場合の医療費の窓口負担無料制度を継続します。

### ④三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業等の周知

- 三重県が実施する三重県高等職業訓練促進給付金等事業、三重県自立支援教育訓練給付金事業、三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業について町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで周知を図ります。

## 4 地域で取り組む子どもの健全育成の推進

### 4-1 子どもの健全育成のための活動の推進

#### 現状と課題

核家族化と高齢化が進み、地域や家庭における教育力が弱くなっていると指摘されています。こうしたことから、子育ては家庭において行われることを基本としつつも、家庭においては父親も子育てに協力し、地域では同世代だけでなく、高齢者などともつながりを持ってこれを支える態勢が必要です。今後は家庭教育に関する講座や研修を開催し、父親や家族の参加を得て、家庭教育の必要性や重要性を啓発していくことが重要です。

地域において子どもが安心して健やかに成長できることはまちづくりにおいても重要なポイントです。大台町青少年健全育成推進協議会において見守りなどさまざまな事業が実施されていますが、活動の内容を充実させるとともに広く町民に周知していく必要があります。

子どもの非行は家庭や学校、地域で自分の居場所が持てないと思った時に始まります。今後も日頃から子どもと地域住民とのコミュニケーションを深め、非行防止に努めることが求められます。

#### 基本事業

### (1) 家庭・地域の教育力の向上

#### ①家庭教育に関する講座等の充実

- 親の子育てに対する責任感を向上するとともに、充実した子育て及び家庭教育を行えるよう、子どもの年齢や地域の状況、社会状況に応じてテーマを設定した家庭教育に関する講座等を県事業の活用も検討しながら開催します。

#### ②子どもの健全育成活動の推進

- 引き続き、地域住民の意識啓発のため、大台町青少年健全育成推進協議会等を中心とした子どもの健全育成活動の更なる強化を図ります。

#### ③異年齢交流の推進

- 保育園及び認定こども園、小・中学校の子どもたちが、互いに訪問したり、合同の行事を開催したりする異年齢間交流を引き続き実施するとともに、引き続き町内にある高等学校との交流を実施します。

## (2) 子どもの非行防止

### ①各地区青少年健全育成推進協議会の活動の充実

- 三重県青少年育成市民会議連合会の活動を通して近隣の市町と情報交換を重ねながら、各地区の青少年健全育成推進協議会や町PTA連合会と協働して子どもの健全育成に努めます。また、各地区の青少年健全育成推進協議会を支援し、活動の充実を図ります。

### ②非行防止啓発活動の実施

- 本町で開催されるイベント等において非行防止の啓発活動を実施します。

## 4-2 子どもの健全なこころの成長の支援

### 現状と課題

未来に大きな可能性を持つ子どもを健全に育成することは、家庭や地域社会の重要な役割です。子どもの豊かな成長は親の願いであり、アンケート調査結果でも子どもの発達や教育に関心が高い回答となっています。近年は核家族化や過疎化などにより子どもが人とのコミュニケーションを豊かに持つ機会が少なくなり、複雑な人間関係に翻弄されて自分を見失うなどの問題が指摘されています。

子どもらしい自由な発想の遊びの中での仲間づくりなど、子どものこころの成長を支援する必要がありますが、一方で、不登校やひきこもりなどの問題を抱えるに至った子どもに対しては、子育て世代包括支援センター\*などの関係機関と連携して、専門的な相談支援体制を整備することが必要です。

地域において、日常的に子どもと気軽に声かけられる関係を築き、子どもの変化に素早く対応できるような環境づくりが大切です。

こころの問題が複雑で難しい内容に発展してきた場合は、スクールカウンセラーや臨床心理士など専門職の対応をさらに充実していくことが求められます。

学校ではスクールカウンセラーが個々の問題に対応していますが、今後は、個別の子どもの相談対応に加え、その子どもの生活全体を踏まえて総合的に対処するため、それぞれの専門職が連携をして包括的に支援する体制を整備する必要があります。

### 基本事業

#### (1) 子どものこころのケアの充実

##### ①相談体制の充実

- 役場、支所、各出張所にパンフレットを設置し、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで相談事業の周知を図ります。また、学校と連携を行い、情報を共有して共通理解のもとに支援を行う体制の構築に努めます。
- 子どものこころのケアを充実できるよう、学校保健室の充実に努めるとともに、引き続きスクールカウンセラーの配置時間の拡大を県に要望します。

##### ②不登校の子どもの支援

- 不登校の子どもを専門的に支援できるよう、小・中学校と奥伊勢教育支援センターとの連携を密にして、不登校の子どもの状況把握と支援の強化に努めます。



## (2) 思春期における交流の場づくり

### ①思春期のふれあい体験学習の推進

- 生命の尊さを理解し、人を思いやることを学び、将来の父性、母性を育むよう、今後もさらに学校と連携し、保育園及び認定こども園での体験学習や、性教育講演会を実施します。
- 子どもの状況を把握して、養護教諭との連携を行い、命の学習会等の内容の充実に努めます。

## 5 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

### 5-1 親子の健康の確保

#### 現状と課題

親と子が健康で安心して生活していけることは市民すべての願いであり、子育て支援対策の重要な柱です。妊娠や出産は大きな喜びであるとともに、不安や悩みを伴うものでもあります。妊娠した女性に対しては届出を受けて母子健康手帳を交付して、妊婦保健事業を実施していますが早産などを防止するためにも受診率を高めるとともに、配偶者の協力が得られるよう啓発しています。

乳幼児保健事業では、赤ちゃん訪問、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診などを実施していますが、未受診者もあることから、きめ細かな訪問や情報提供に努めるとともに、受診後のケアも推進する必要があります。

また、出産後については、心身の回復や育児不安のある母子に対して産後ケア事業を実施しています。

子どもの病気は緊急を要することが多いので、救急医療情報システムを活用してもらえよう、広報紙などを活用して啓発しています。

乳幼児期に適切に栄養を確保することは子どもの心身の発達の重要なポイントです。

「偏食、食べ過ぎ、少食」などを防ぎ、規則正しい食習慣の形成を図るため、保護者に離乳食教室などを通じて、啓発を進める必要があります。

#### 基本事業

### (1) 母親と子どもの健康の確保

#### ①妊婦保健事業の充実

- 妊婦教室は、より多くの夫婦が参加しやすいように開催時期や開催回数を工夫し、教室内容の充実を図ります。また、父子健康手帳を交付し、妊娠期のサポートと育児参加について保健指導を行います。
- 妊婦等歯科健康診査について、妊婦教室や2か月児訪問時での周知により受診率の向上を図るとともに、妊婦訪問については、いつでも相談できるという安心を与え、産後の母子へのかかわりをスムーズに行えるよう継続します。

#### ②乳幼児保健事業の充実

- 産後ケア事業の利用を促すために、医療機関との連携の他に、妊娠届出時に制度の周知を行い、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで広く周知します。また産後早期の電話相談を継続して実施し、早期支援につなげます。

- 乳幼児相談は、地域のニーズに合わせて開催場所や回数を検討し、母子と顔の見える関係の構築をめざします。

### ③歯科保健事業の充実

- 2歳児、2歳6か月児、3歳児の歯科健診及びフッ素塗布助成を継続するとともに、保護者に対するむし歯予防の啓発に努めます。
- 保育園及び認定こども園や小・中学校と連携し、子どもの歯と口腔の健康づくりを推進します。

### ④予防接種事業の充実

- 予防接種率の向上を図るため、乳幼児健診時に予防接種を積極的に勧奨するとともに、就学前の未接種者に対し、個人通知を行い、接種率の向上に努めます。

### ⑤特定不妊・不育症治療費助成事業の充実

- 窓口にパンフレットを設置し、町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで事業の周知を図ります。また、利用者には事業内容を案内し助成が受けやすいようにします。

## (2) 医療体制の充実

### ①安心できる小児医療体制の充実

- 子どもの病気は緊急を要することが多く、いざという時に安心できるよう、「かかりつけ医」との連携を促進するとともに、近隣市町や医師会と連携して救急医療体制を周知します。

### ②救急医療情報システムの活用促進

- 救急医療情報システムの利用を促進するため行政カレンダーで周知します。

## (3) 食育\*の推進

### ①乳幼児期からの食育\*の推進

- 保護者が規則正しい生活リズムや望ましい食習慣を理解し家庭で実践できるよう、育児相談の充実に努めるとともに、妊婦教室、離乳食教室、幼児食教室などの食育\*に関するさまざまな事業を継続して実施します。
- また、今後も食物アレルギーのある子どもへの対応、事故防止などにおいて関係機関が連携し、対応に努めます。児童生徒に対応するため、学校栄養教諭等と連携し、情報の共有を図り、幼児期から小・中学生まで途切れのない支援に努めます。

## ②学校給食の充実

- すべての小・中学校で学校給食を実施するとともに、地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、地域の食文化の継承につなげます。

## 5-2 職業生活と家庭生活の両立支援

### 現状と課題

就学前の児童を持つ母親のアンケート調査結果では、働いている母親が71.4%となっており、今後も働く母親は増えることが予想されます。また、働いていない母親の就労希望は89.3%に達しています。町内において子育てしながら働ける場所を求める人が多いことから、働きながら子育てできるワークライフバランスの環境を整える必要があります。そのためには、職場における理解が必要不可欠であり、商工会等の労働関係機関と連携して事業所や従業員に対して育児休業\*制度について周知する必要があります。

職業生活と家庭生活を両立させるためには母親と父親がお互いに協力して子育てに参加することが重要です。パパママ教室などを開催してそれぞれの参加を勧めていますが、父親が子育ての楽しさを実感できる事業の開催などについての啓発も必要となっています。

### 基本事業

#### (1) 仕事と子育ての両立の推進

##### ①子育てしながら働きやすい職場環境づくり

- 商工会等と連携して働きながら子育てができるワークライフバランス（仕事と生活の両立）について啓発を図ります。

##### ②多様な働き方の実現

- 保護者の働き方の多様化に対応するため、全ての保育園及び認定こども園で延長保育\*、乳幼児保育、一時保育を実施し保護者の就労支援を図ります。

##### ③父親への意識啓発

- 各種イベントや教室などの機会を通じて父親の育児参加を呼びかけます。

## 第5章 計画の目標値等

### 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

#### ①教育・保育提供区域の趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

#### ②教育・保育提供区域の設定にあたっての町の考え

保育園についても、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体を1つの区域に設定することとします。

#### 教育・保育

	区 域
①1号認定*（3～5歳・教育）	全 町
②2号認定*（3～5歳・保育）	全 町
③3号認定*（0～2歳・保育）	全 町

#### 地域子ども・子育て支援事業

	区 域
①時間外保育事業（延長保育）	全 町
②放課後児童健全育成事業	全 町
③子育て短期支援事業（ショートステイ）*	全 町
④地域子育て支援拠点事業	全 町
⑤一時預かり事業*	全 町
⑥病児・病後児保育事業	全 町
⑦ファミリー・サポート・センター*事業（就学児）	全 町
⑧利用者支援事業	全 町
⑨乳児家庭全戸訪問事業	全 町
⑩養育支援訪問事業	全 町
⑪妊婦健康診査	全 町

## 2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

### ① 1号認定※〔3～5歳児〕

＜提供区域：全町＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）に対し、就学前教育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値 令和元年度	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		13人	14人	13人	12人	11人
大台町	0人	12人	13人	12人	11人	10人
※他市町		1人	1人	1人	1人	1人
現在の 実施状況	●認定こども園にて就学前教育を実施している					
B 確保 方策		16人	16人	16人	16人	16人
特定教育・保育施設						
B-A		3人	2人	3人	4人	5人
確保 方策 の 内 容	認定こども園にて1号認定※の児童の受け入れを進める。					

※大紀町において1号認定※を受けた児童の受け入れ希望があった場合の見込み数

②-1 2号認定※〔3～5歳児〕（教育ニーズ） <提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値		実施時期			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		0人	0人	0人	0人	0人	0人
現在の 実施状況		●認定こども園にて就学前教育を実施している					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	/	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		/	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容		今後、2号認定※において教育ニーズがあった場合は、認定こども園にて教育ニーズのある児童の受け入れを進める。					



②-2 2号認定※〔3～5歳児〕（保育の実施）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 量の見込み	151人	140人	144人	130人	129人	124人
現在の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園 3か所</li> <li>●認定こども園 1か所</li> </ul>					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	224人	224人	224人	224人	224人
B-A		84人	80人	94人	95人	100人
確保方策 の内容	引き続き、町内の保育園3か所及び認定こども園1か所で実施。					

③-1 3号認定※〔0歳児〕

＜提供区域：全町＞

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育児休業※が多い実情や子どもが大きくなってからの利用ニーズを勘案し、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		10人	10人	10人	10人	10人	10人
現在の 実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園 3か所</li> <li>●認定こども園 1か所</li> </ul>					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	/	18人	18人	18人	18人	18人
B-A		/	8人	8人	8人	8人	8人
確保方策の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の保育園3か所及び認定こども園1か所を実施。					

③-2 3号認定※〔1・2歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 量の見込み	76人	55人	51人	53人	52人	51人
現在の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園 3か所</li> <li>●認定こども園 1か所</li> </ul>					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	90人	90人	90人	90人	90人
B-A		35人	39人	37人	38人	39人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の保育園3か所及び認定こども園1か所で実施。					

### ③-3 保育利用率の目標設定

目標設定の趣旨	<p>子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされている。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定した。</p> <p>今後も、保育の利用希望の需要に対して供給量は十分に確保されているため、引き続き利用者を確保します。</p>												
保育利用率の算出方法	<p>令和元年度における保育利用率の試算</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>満3歳未満の子ども</th> <th>利用量 (令和元年度)</th> <th>保育利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>41人</td> <td>10人</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>1・2歳</td> <td>104人</td> <td>76人</td> <td>73.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育利用率の目標値は、令和元年度における3号に該当する子どもの保育の利用状況の割合と同率と設定する。</p>		満3歳未満の子ども	利用量 (令和元年度)	保育利用率	0歳	41人	10人	24.4%	1・2歳	104人	76人	73.1%
	満3歳未満の子ども	利用量 (令和元年度)	保育利用率										
0歳	41人	10人	24.4%										
1・2歳	104人	76人	73.1%										

		実績値		実施時期			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率の目標値	0歳	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%
	1・2歳	73.1%	73.1%	73.1%	73.1%	73.1%	73.1%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

### 3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

#### ① 時間外保育事業（延長保育）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	9時間の開所時間を超えて保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、平日日中に子どもを「日常的にみてもらえる」割合を対象から除き、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	22人	21人	21人	20人	20人	20人
現在の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立保育園 3か所</li> <li>●公立認定こども園 1か所</li> </ul>					
B 確保方策	/	30人	30人	30人	30人	30人
B-A	/	9人	9人	10人	10人	10人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の保育園3か所及び認定こども園1か所で実施。					

② 放課後児童健全育成事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、平日日中に子どもを「日常的にみてもらえる」割合を対象から除き、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	低学年	35人	53人	51人	52人	52人	54人
	高学年	5人	13人	12人	12人	10人	10人
現在の 実施状況		●町内の放課後児童クラブ※ 3か所 定員40人					
B 確保方策			74人	74人	74人	74人	74人
B-A			8人	11人	10人	12人	10人
確保方策 の内容		引き続き、既存の放課後児童クラブ※で実施。					

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）※

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0人	10人	10人	9人	9人	9人
現在の 実施状況	●聖の家（多気町）との協定により委託 令和元年度の利用実績はなかった					
B 確保方策		14人	14人	14人	14人	14人
B-A		4人	4人	5人	5人	5人
確保方策 の内容	引き続き、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に対応するため、多気町の施設に委託。					

④ 地域子育て支援拠点事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	135人	510人	482人	485人	482人	471人
現在の 実施状況	●子育て支援センター*（町内1か所）					
B 確保方策	/	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 の内容	引き続き、町内1か所の子育て支援センター*で実施。					



⑤-1 一時預かり事業\*（認定こども園（1号認定）における在園児を対象とした一時預かり）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1号認定*による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定*による利用		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
現在の実施状況		●認定こども園において幼稚園としての一時預かりの利用はなし					
B 確保方策		/	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
B-A		/	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容		認定こども園において幼稚園としての利用がなく、一時預かりのニーズはないが、今後利用希望があった場合は、認定こども園にてニーズのある児童の受け入れに対応する。					

⑤-2 認定子ども園（1号認定）以外での一時預かり事業\*

（ファミリー・サポート・センター\*事業含む）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、平日日中に子どもを「日常的にみてもらえる」割合を対象から除き、補正の上で算出

		実績値		実施時期			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A	量の見込み	4人日	185人日	191人日	172人日	170人日	163人日
	現在の 実施状況	●保育園 3か所 ●認定こども園 1か所 ●ファミリー・サポート・センター* （令和元年度） 依頼会員 48人、両方会員 7人、 援助会員 42人					
B	一時預 かり事 業*		212人日	212人日	212人日	212人日	212人日
	ファミリ ー・サポ ート・セ ンター* 事業						
	B-A		27人日	21人日	40人日	42人日	49人日
	確保方 策の 内容	引き続き、町内の保育園及び認定こども園、ファミリー・サポート・センター*で実施。					

㊦ 病児・病後児保育事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の急性期及び病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		0人	9人	9人	8人	8人	8人
現在の 実施状況		●松阪市との協定により委託 令和元年度の利用実績はなかった					
B 確保 方 策	病児保 育事業		10人	10人	10人	10人	10人
	ファミ リ・サ ポ ー ト・セ ン ター※ 事業		0人	0人	0人	0人	0人
B-A			1人	1人	2人	2人	2人
確 保 方 策 の 内 容		引き続き、松阪市との協定により委託して実施。					

⑦ ファミリー・サポート・センター※事業（就学児）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	家庭において子どもの世話が一時的に困難となった小学生を一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	低学年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	高学年		0人	0人	0人	0人	0人
現在の 実施状況		●ファミリー・サポート・センター※ (令和元年度) 依頼会員 48 人、両方会員 7 人、 援助会員 42 人					
B 確保方策		/	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		/	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 の内容		引き続き、ファミリー・サポート・センター※で実施。					

⑧ 利用者支援事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出

	実績値	実施時期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
現在の 実施状況	●平成29年度、町民福祉課に子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援センター*や保育園と認定こども園と協力し情報提供や相談等を展開していきます。					
B 確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B-A	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 の内容	保健師等の専門職が母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定などを行い対応する。					

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を、保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
量の見込み算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	49人	46人	46人	44人	44人	42人
現在の 実施状況	●保健師による訪問を実施。 (令和元年度) 実施実績 49人					
B 確保方策	/	70人	70人	70人	70人	70人
B-A	/	24人	24人	26人	26人	28人
確保方策 の内容	引き続き、保健師による訪問を実施。					

⑩ 養育支援訪問事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	3件	5件	5件	5件	5件	5件
現在の 実施状況	●支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。 (令和元年度) 実施実績 3人					
B 確保方策		10件	10件	10件	10件	10件
B-A		5件	5件	5件	5件	5件
確保方策 の内容	引き続き、支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。					

⑪ 妊婦健康診査

＜提供区域：全町＞

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
量の見込み算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

		実績値		実施時期			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量 の 見 込 み	人数	49人	45人	45人	45人	45人	45人
	のべ 検診回数	525回	630回	630回	630回	630回	630回
現在の 実施状況		●県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。 （令和元年度） 実施実績 49人（のべ525回）					
確保方策 の内容		引き続き、県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。					



## 4 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

### ① 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

認定こども園は、就労していない保護者の方でも利用できる幼稚園的な役割を備え、幼児教育・保育を一体的に行う施設として保護者のニーズに対応します。

認定こども園の機能の周知に努めるとともに、園内に設置する支援室において、子育て相談や子ども同士、保護者同士の交流の場を提供します。

現在、認定こども園の利用者が少ないため、現在の1施設での運営を行いますが、今後、保護者から利用のニーズが高まれば、既存の保育園から認定こども園への制度移行を検討します。

### ② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と質の向上を図ります。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報を共有化し、子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、連携の強化をします。

就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、小1プログラムを継続するとともに保育園と小学校との交流機会を設けるなど、より一層連携を強化し、相互の情報共有を図ります。

また、0～2歳児における保育の取り組みから、3～5歳児における教育・保育の取り組みへのつながりがスムーズに行われ、子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。保育園、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの施設等利用料が無償となります。

今後は、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討します。

## 6 総合的な子どもの放課後対策の推進

### (1) 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

#### ①放課後児童クラブ\*の令和6年度に達成されるべき目標事業量

- 令和元年度現在において、町内4小学校区において3か所開設されており、定員の合計は40人となっています。
- 今後については、「第5章-3-②放課後児童健全育成事業」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブ\*で引き続き実施します。

	令和元年度 (現状)	令和6年度 (目標)
放課後児童クラブ* (施設数)	3か所(74人)	3か所(74人)

#### ②放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

- 令和元年度現在において、町内4小学校すべての校区を対象に1か所設置されています。既存の放課後子ども教室を引き続き実施します。

	令和元年度 (現状)	令和6年度 (目標)
放課後子ども教室 (か所数)	2か所	2か所

#### ③一体型の放課後児童クラブ\*及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

- 一体型の放課後児童クラブ\*の必要性について検討します。

	令和元年度 (現状)	令和6年度 (目標)
一体型の 放課後児童クラブ*及び 放課後子ども教室	0か所	0か所

**④放課後児童クラブ\*及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策**

- 一体的な実施のために、どのような運営方法ができるのかなど、関係機関で連携を図り、一体化の必要性について協議します。

**⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ\*及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策**

- 小学校の状況を見据え、小学校及び地域、教育委員会、町民福祉課等が連携して、施設の有効活用について協議します。

**⑥放課後児童クラブ\*及び放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と町民福祉課の具体的な連携に関する方策**

- 事業実施に係る課題について、大台町放課後子ども総合プラン運営委員会で協議します。

**⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブ\*の開所時間の延長にかかる取り組み**

- 開所時間の延長については、要望があった場合、各放課後児童クラブと協議します。

**⑧特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

- 放課後児童支援員に県が主催する認定資格研修会への参加を働きかけ、特別な配慮を必要とする児童への対応についての知識取得に努めます。

**⑨放課後児童クラブ\*における社会性の習得、子どもの健全な育成を図るなどの役割をさらに向上させていくための方策**

- 放課後児童支援員に県が主催する認定資格研修会への参加を働きかけ、放課後児童支援員としての知識と資質の向上に努めます。

**⑩放課後児童クラブ\*における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知させるための方策**

- 町ホームページや広報紙、行政チャンネル放送などで活動の情報や支援内容を積極的に発信します。

## (2) 放課後対策の推進体制

- 教育委員会と町民福祉課が連携し、学校の教職員や放課後児童クラブ※、放課後子ども教室の関係者と運営会議での情報共有と連携強化に努めます。  
また、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と町民福祉課等の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、行政、町民、企業、団体が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら進める必要があります。

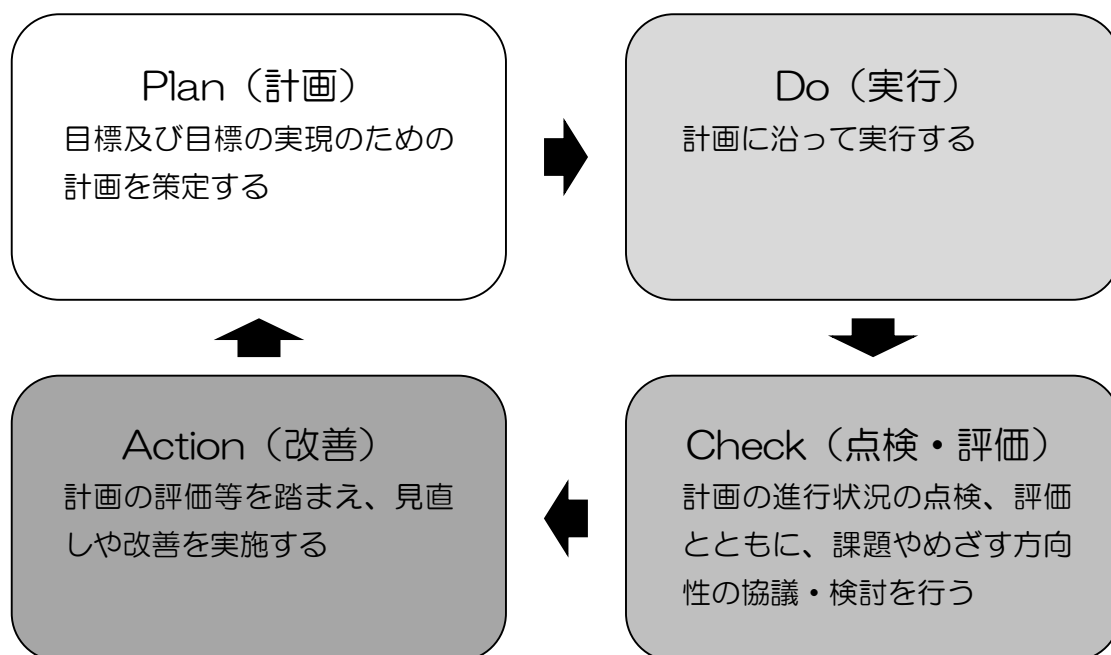
本計画の基本理念に掲げた「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」の実現に向け、保育園及び認定こども園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

### 2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、「大台町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

#### ■計画の進行管理のPDCAサイクル



## 参考資料

### 大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成31年4月24日 告示第114号

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づき、大台町子ども・子育て支援事業計画の策定に資するため、大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、事業計画の策定に関する事項について協議するものとする。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子育て支援に従事する者
- (2) 福祉、保健、医療又は教育等子育て支援に従事する者
- (3) その他町長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から町長に答申する日までとする。

2 任期途中における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれの委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、策定委員会に部会を置くことができる。

(意見の徴収等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

(有効期限)

3 この要綱は、大台町子ども・子育て支援事業計画が策定されたときにその効力を失う。

**大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿**

	氏 名	所 属 団 体 等
委員長	辻川 和子	民生委員・児童委員
	谷口 みどり	主任児童委員
	奥山 雅彦	校長会代表
	高山 浩之	小中学校 PTA 代表
	野呂 綾香	保育園保護者会代表
副委員長	山口 恵照	放課後子ども総合プラン・コーディネーター
	古家 大輔	学童保育指導員
	稲垣 小百合	学童保育指導員
	稲垣 元美	学童保育指導員
	高倉 奈央	子育てサークル代表
	正木 里美	保育園代表

[事務局]

	氏 名	所 属 等
	辻本 肇	町民福祉課長
	筒井 千歳	町民福祉課 保健師
	伊豆 知樹	町民福祉課

[大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱 第8条により]

	氏 名	所 属 等
	大森 豊	健康ほけん課長
	山下 晃	教育委員会教育課長



**大台町子ども・子育て支援事業計画 策定経過**

日 付	内 容
平成 31 年 2 月 20 日	第 1 回大台町子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ●大台町子ども子育て支援事業計画の進捗状況及び評価について ●第 2 期大台町子ども子育て支援事業計画の策定について
令和元年 5 月 10 日	第 1 回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ●子ども・子育て支援事業計画の概要及び経緯について ●子ども・子育てに関するアンケート調査（修正）について (1)子ども・子育てに関するアンケート調査の内容確認 (2)今後のスケジュール
令和元年 5 月 30 日～ 令和元年 6 月 14 日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和 2 年 2 月 14 日	第 2 回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ●子ども・子育てに関する調査結果について ●第 1 期大台町子ども・子育て支援事業計画の評価について ●第 2 期大台町子ども・子育て支援事業計画案について

### ア行

#### 育児休業

法律に基づいて労働者が育児のために一定期間取得できる休業。また、その制度。養育する1歳に満たない子の育児について、事業主に申し出ることによって取得できる。育児介護休業法による。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。

#### 1号認定

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

#### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（人と人との繋がり）を提供するサービスのこと。登録された利用者同士が交流できるコミュニケーションツールである。

#### 延長保育

保育所、認定こども園等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

#### 園庭開放

地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

### カ行

#### 加配保育士

障がいがある子どもの保育を行うために、保育所、認定こども園で臨時にクラスに配当される保育士。

#### 休日保育

保護者の就労形態などで、休日（日曜・祝日）に家庭での保育ができない場合、保育所、認定こども園等で子どもを預かる保育のこと。

#### 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから低下傾向にある。

#### コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことをさす）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

#### 子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。平成5年度に国の事業として創設された。

## 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築する。

## 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

## サ行

### 3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

### CLM（チェック・リスト・in三重）

保育所・幼稚園において、発達に課題がある子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成し支援を実践するために、「あすなろ学園（現 子ども心身発達医療センター）」が開発したアセスメントツール。

### 次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成26年4月に、法律

の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長された。

### 児童虐待

保護者が子どもの心身を傷つけること。身体的な暴行のほか、わいせつ行為、著しい食事制限や長時間の放置などの育児放棄（ネグレクト）、こころに傷を与える言動なども含まれる。

### 児童相談所

児童の福祉増進のため、児童福祉法に基づいて都道府県に設置される機関。児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行って、必要な指導や措置をとる。

### 児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される手当。所得が一定額以下で、小学校修了前（12歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者が対象。平成22～23年度は子ども手当として支給され、平成24年度は児童手当の名称に戻された。

### 児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。父と死別、あるいは両親が離婚、母が非婚などで生まれた児童に対し、養育者に支給される。支給対象児童は18歳未満。

### 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

### 主任児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの

相談・支援等を行うものであり、その中で、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

## 食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

## 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的としている。

## 夕行

### つどいの広場

子育て中の親が気軽に集い、語り合っ子育て中の不安を解消する場を提供する取り組みであり、専門職（保健師や保育士など）による相談が用意されていたり、一定の研修を修了した支援者が参加し、軽微な相談に応じたり、親子の相手をしたり、子育て関連情報の提供や子育てに関する講習なども行われる。厚生労働省が平成14年度から展開し、実施主体は市区町村。

## DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般をさすこともある。

## 特別児童扶養手当

障がい児への扶養手当。この制度は昭和39年に20歳未満の〈重度精神薄弱（精神遅滞）児扶養手当〉として発足したが、昭和41年に法律改正し、精神または身体に著しい障がいのある児童を扶養する者に対象が拡大され、名称も〈特別児童扶養手当〉に改められた。

## ナ行

### 2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

## ハ行

### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

### 保育所型認定こども園

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能をそなえることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

### 放課後児童クラブ

就労により放課後や夏休みなどに、保護者が家庭にいない児童に対し、授業の終了後に公共施設等を利用して設置する遊び及び生活の場のこと。

## マ行

### 民生委員・児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じるなど支援をしている。

## ヤ行

### 野外体験保育

子どもの自己肯定感の向上に効果があるとされる幼児期における自然体験をとおして、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、野外を中心に、地域の自然を活用する体験活動を取り入れた保育や幼児教育のこと。

第2期大台町子ども・子育て支援事業計画

策定／令和2年3月

発行／大台町

編集／大台町町民福祉課

〒519-2404

三重県多気郡大台町佐原 750 番地

TEL 0598-82-3783

FAX 0598-82-2202